

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」

調査報告書

公益財団法人
かながわ国際交流財団

< 目 次 >

はじめに	・・・2
------	------

I 「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査	・・・3
--------------------------------	------

1 調査の目的	・・・4
2 調査項目について	・・・5
3 調査の概要	・・・6
4 調査集計結果	・・・8
5 協議会型住民自治組織の必要性和定着に向けた課題	・・・40

II 論考「コミュニティ法人の歴史と展望」名和田是彦（法政大学法学部教授） ～小規模多機能自治推進ネットワーク会議設立総会（2015年2月17日）より～	・・・43
---	-------

はじめに	・・・44
1 コミュニティの地域運営と都市内分権	・・・44
2 国際比較の中の日本型都市内分権	・・・47
3 コミュニティそのものを法人化することの意義	・・・51

III 調査集計結果一覧	・・・53
--------------	-------

1 回答市町村一覧	
2 調査集計結果まとめ	
3 調査集計結果まとめ（協議会型住民自治組織またはコミュニティ集会施設のある自治体の回答）	
4 市町村コミュニティ政策担当部署・問合せ窓口リスト	
5（参考資料）調査票一式	

はじめに

本事業は、公益財団法人かながわ国際交流財団が実施する調査研究事業として、これまで当財団が事業展開の中で蓄積してきたノウハウと、神奈川県内の地方自治体、県内外の研究機関、学識者、NPO等とのネットワークを活かしながら、持続可能な地域社会づくりに向けた解決策の検討に資する調査として行ったものである。

今回、県内市町村を対象に「自治体における協議会型住民自治組織の現状」という調査テーマを設定した背景として、当財団で2001年から開催している「21世紀かながわ円卓会議」において取り組んできた問題意識がある。この円卓会議では、20世紀後半における急速なグローバル化の進展に伴う光と影について議論を展開してきた。その中で特に2008年度以降の円卓会議においてはグローバル化の深化により地域文化や生活様式の画一化が進む中で、それぞれの地域が独自性や多様性を確保しつつ活性化を図り、地域力や市民力を高めて地域課題の解決のために、地域住民が主体的に参画する仕組みが重要であることが認識されていた。

そこで、地域のすべての住民を当事者にしつつ、人材を発掘し、地域が必要としている新しい課題解決活動に「協働」型で取り組む制度として、「協議会型住民自治組織」（都市内分権とも言う）に着目した。具体的には、自治体内のある一定区域（例えば行政センター区域あるいは小学校区など）における、自治会・町内会、ボランティア団体、学校などの多様な主体による地域課題を解決するための組織であり、この調査報告は、県内の自治体を対象として、その取り組み状況について調査し、結果をとりまとめたものである。

調査に当たっては、先行して全国的な規模で調査分析を行った（公財）日本都市センターのご協力や神奈川県政策研究・大学連携センターの研究成果のほか、調査票の回答にあたっては県内自治体のご協力をいただいた。また名和田是彦・法政大学法学部教授には調査の設計から回答内容の分析にわたって懇切なご指導をいただくとともに、論考「コミュニティ法人の歴史と展望」の掲載もご快諾いただいた。記して各位に深く感謝いたしますとともに、今後の住民の参加制度のご検討に当たって、この調査結果報告が県内の市町村をはじめ、全国の自治体関係者の皆様のご参考になれば幸いである。

2016年3月

公益財団法人かながわ国際交流財団

I 「自治体における協議会型住民自治組織の現状」 に関する調査

- 1 調査の目的
- 2 調査項目について
- 3 調査の概要
- 4 調査集計結果
- 5 協議会型住民自治組織の必要性和定着に向けた課題

I 「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査

- 1 調査の目的
- 2 調査項目について
- 3 調査の概要
- 4 調査集計結果
- 5 協議会型住民自治組織の必要性和定着に向けた課題

1 調査の目的

地域社会における住民同士のつながりの希薄化に対する危機感が叫ばれるようになって久しいが、2011年の東日本大震災を機に、そうした危機感がこれまで以上に強く認識されることとなった。また、少子高齢化、単身者世帯の増加といった現象も顕著になり、現在では、自治体の消滅可能性までも議論され、「地方創生」という課題設定のもと、改めて地方の活性化に対する社会的関心が高まっている状況にある。

また、当財団で基幹事業の一つとして2000年度から開催しているフォーラム「21世紀かながわ円卓会議」において、グローバル化の進展に伴う負の部分として、地域文化や生活様式の画一化に着目し、その独自性・多様性を育てるためには地域力や市民の力が必要となることについて議論を重ねてきた。

そこで、地域独自の課題に対して地域の多様な資源を活かしつつ分野横断的な対応が可能となり、市民自らが取り組むことで自治意識の醸成も期待することのできる制度として、協議会型住民自治組織（「3 調査の概要」参照）に着目し、県内市町村におけるその制度に関する取組み状況について現状を把握するため、「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査を実施することとした。今回の調査の具体的な目的は以下の2つである。

①県内市町村の協議会型住民自治組織の取組みに関する現状の把握と分析

②調査の集計結果を各市町村に提供することによる情報の共有

上記のような目的で実施したものであり、この調査結果が、回答に協力いただいた市町村間で共有していただくことで、市町村間相互のさらなる情報交流促進の一助となれば幸いである。

2 調査項目について

調査の項目については、公益財団法人日本都市センターが 2013 年 11・12 月に、全国 812 都市自治体（789 市、23 特別区）を対象として実施した「都市自治体における地域コミュニティの現状及び関係施策等に関するアンケート調査」の調査項目の一部をベースとしている。この調査は日本都市センターが設置した「地域コミュニティの活性化に関する研究会」（座長：名和田是彦・法政大学法学部教授）における議論を踏まえ、都市自治体における地域コミュニティの現状及び関係施策の状況について把握することを目的として実施されたものである（調査結果については、日本都市センターの HP より参照することが可能となっている〔URL：<http://www.toshi.or.jp/?p=6634>〕）。本調査についても、名和田教授にアドバイスをいただきながら、今回の目的に沿って調査の内容と項目について再検討した。

今回の調査項目は、「地縁型住民自治組織」「一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター」「協議会型住民自治組織」の 3 つの分野から構成されている。主たる目的は「協議会型住民自治組織」に関する調査であるが、他の 2 つに関しても以下の理由から重要であると判断し、調査項目として設定した。

すなわち「地縁型住民自治組織」については、地域課題を解決するための従前の組織として着目したものであり、「一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター」のうち、「一括交付金制度・NPO 法人」については、分野横断型の課題や現在の社会的課題に対応するための制度や組織として着目して設定したものである。

また「コミュニティセンター」については、三鷹市のように、市民の手によるまちづくりの拠点と位置付け、センターの運営を公募市民が組織する住民協議会に委託する仕組みを作っているところもある（三鷹市では 1974 年に全国で初めてコミュニティセンターを開設して以来、7 つの学区に順次コミュニティセンターを設置している）。そこで、そうした住民協議会の場合、地域独自の課題あるいは分野横断的な課題に対応する「協議会型住民自治組織」のような機能を果たしているケースもあるのではないかという想定のもとに調査項目として設定したところである。ちなみに、このうち小中学校区を範囲としたものは「小規模多機能自治」と呼ばれ、2015 年 2 月に全国組織「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」（※参照）が設立されている。

※小規模多機能自治推進ネットワーク会議：

概ね小学校区などの範囲において、域内の住民・活動者や、地縁型・属性型・目的型などあらゆる団体によって構成された地域共同体が、地域の実情や課題に応じて、住民の福祉を増進する取り組みである「小規模多機能自治」を推進する自治体などによるネットワーク。

3 調査の概要

- (1) 調査対象 神奈川県内の全 33 市町村
- (2) 調査期間 2014 年 12 月 25 日～2015 年 2 月 2 日
- (3) 調査時点 2014 年 4 月 1 日
- (4) 調査方法 紙媒体発送（要望があれば書式データをメールで送付）、回答は紙媒体の返送あるいはメールにてデータ送付
- (5) 回収率 29 市町（政令指定都市 3 市、中核市 1、特例市 5、一般市 9、町 11）
- (6) 調査における用語の定義

「地縁型住民自治組織」

自治会・町内会などの比較的狭い区域で住民に最も近い立場で住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等

「協議会型住民自治組織」

地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織

(7) 調査項目

分野	項 目
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無（団体数） Q2. 連合会組織の有無（地区ごとの連合会組織の団体数） <i>(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲</i> Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 <i>(SQ1) 個別の組織の加入率で、最も高いものと低いもの</i>
一括交付金制度・NPO法人・コミュニティセンター	Q4. 用途を定めず助成金を交付する一括交付金制度の導入 <i>(SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ</i> <i>(SQ2) 協議会型住民自治組織に一括交付金制度を導入したことによるメリット</i> <i>(SQ3) 一括交付金制度についての課題</i> <i>(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由</i> Q5. 貴自治体に事務所を置くNPOの数 Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無 Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格 Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的 <i>(SQ1) 目的の達成度</i> / <i>(SQ2) 回答した理由（自由記述）</i> <i>(SQ3) 住民側のメリット</i> / <i>(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ</i> Q10. 協議会型住民自治組織の設立状況と団体数 Q11. 協議会型住民自治組織が設立された時期 Q12. 協議会型住民自治組織の権限 Q13. 協議会型住民自治組織の名称 Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位 Q15. 参画すべきものとして制度上想定している地域の諸団体または個人 Q16. 参画している、地域の諸団体または個人 Q17. 活動テーマ Q18. 活動資金 <i>(SQ1) 助成金の対象となる事業</i> / <i>(SQ2) 管理を委託している公的施設</i> <i>(SQ3) 委託している事務</i> / <i>(SQ4) 実施している独自事業</i> Q19. 課題 Q20. 協働・連携事業の実施について Q21. 地域コミュニティ施策について

4 調査集計結果

調査集計結果については、設問ごとに回答をまとめ、適宜、考察を加えた。なお、各自治体からの回答をまとめた一覧表も 53 ページに掲載しているので参照されたい。この集計結果の特徴的ないくつかの項目を踏まえると、以下のような傾向などがみられた。

- (1) 回答した県内自治体（33 市町村のうち 29）において、何らかの協議会型住民自治組織を有しているのは 14 自治体であること。
- (2) その設立目的としては、「協働（公共サービスの執行）」の側面が強い傾向があり、「参加（自治体行政への地域の声の反映）」の側面についても重視されていること。
- (3) 一方で、権限や活動資金については、事業性の高い活動を可能とするような環境整備がなされていないこと。
- (4) 設置単位については、小学校区程度が 3 市、自治会あるいは自治会連合会（連合町内会）が 3 市であること。

＜地縁型住民自治組織について＞

Q1 貴自治体の区域内で活動する自治会・町内会等の地縁型住民自治組織はありますか。また、ある場合にはその団体数をお教えてください。

1 ある【団体数→ 】 2 ない（→Q4 へお進みください）

N=29

選択肢	回答数	割合
1 ある ※各市町の団体数については「Ⅲ 調査集計結果一覧」（53 ページ）参照	29	100.0%
2 ない	0	0.0%

調査を実施する前段階で、市町村の中には、自治会・町内会等の地縁型住民自治組織について自主的な住民組織である、という位置づけのもと、その数を把握していないところもあるのではないかと想定されたが、回答いただいた市町すべてにおいて団体数を記入している。

Q2 貴自治体の区域内で活動する自治会・町内会等のあいだの情報交換・交流等を目的とした連合会組織はありますか。以下の選択肢からあてはまるものを一つお選びください。また、2 または 3 をお選びいただいた場合は、各地区ごとの連合会組織の団体数をお教えてください。

N=29

選択肢	回答数	割合
1 自治体の区域全体の連合会組織がある	7	24.1%
2 各地区ごとの連合会組織がある	3	10.3%
3 自治体の区域全体の連合会組織と各地区ごとの連合会組織がある	15	51.7%
4 連合会組織はない	1	3.4%
5 その他	3	10.3%

連合会組織があると回答（選択肢 1～3 のいずれかを選択）した自治体は 25 市町であり、回答した全 29 市町の 86.2%を占めている。また「4 連合会組織はない」を選択している開成町は「自治会連絡協議会は存在するが、“自治会”の連合会組織はないと考える」と回答している。

◆ 「5 その他」を選択した自治体の回答

【大和市】 一部地区で連合組織がある

【南足柄市】 自治会長連絡協議会

【愛川町】 各自治会の長で構成される団体がある

SQ1 Q1、2 でご回答いただいた地縁型住民自治組織及び連合会組織の設置されている範囲について、以下の選択肢から最も典型的なものを一つお選びください。

【地縁型住民自治組織】選択肢	回答数	割合
1 町丁目より狭い範囲	5	17.2%
2 町丁目程度	20	69.0%
3 小学校区程度	1	3.4%
4 中学校区程度	0	0%
5 （平成の合併時の）旧市町村単位	0	0%
6 その他	3	10.3%

【連合会組織】選択肢	回答数	割合
1 町丁目より狭い範囲	0	0%
2 町丁目程度	3	10.3%
3 小学校区程度	6	20.7%
4 中学校区程度	6	20.7%
5 （平成の合併時の）旧市町村単位	1	3.4%
6 その他	11	37.9%

Q3 貴自治体内の地縁型住民自治組織全体の最新の加入率についてご記入ください。また、最新の加入率の調査時期をお教えてください。わからない場合については、空欄としてください。

本調査における地縁型住民自治組織の「加入率」についての回答をもとに、「市町村別の世帯数と人口」統計から、地縁型住民自治組織の推計加入世帯数および人口を算出した（「加入率」調査時期として「2014（平成 26）年 4 月」と回答した自治体が 29 のうち 14 市町ともっとも多いことから、「市町村別の世帯数と人口」統計は、その同時期である平成 26 年 4 月 1 日のものを使用）。

さらに、その推計の結果から、本調査における地縁型住民自治組織の「団体数」の回答をもとに、一団体あたりの推計加入世帯数および人口を算出（次ページの表「地縁型住民自治組織 推計加入世帯数および人口」）。

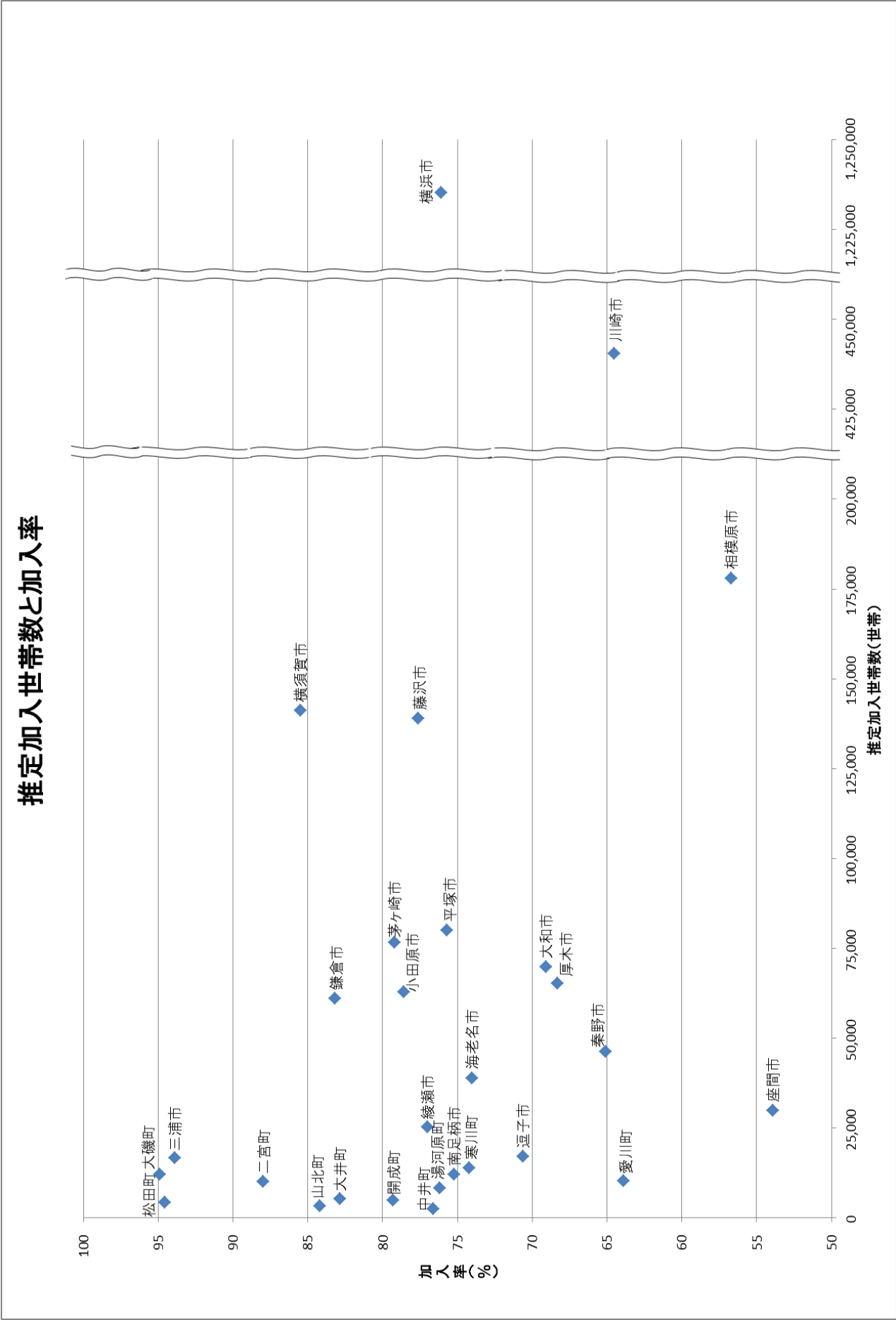
「加入率」との関係も、当然考慮することが必要であるが、一般的には「一団体あたりの推計加入世帯数および人口」が少ないほど、きめ細かい地域単位での地縁型住民自治組織があり、地域ごとの多様な課題やニーズを掘り取りやすくなることが可能ではないかと推察される。しかし実際のところ、小規模な地縁型住民自治組織では、担い手も見出しがたく財政規模も小さすぎて地域課題に対応できていないとの声が聞かれる。

また一方では、人口に比して地縁型住民自治組織の数が少なく、一見すると、個別組織の規模が大きいように思われる自治体でも、その個別組織の中にさらに分節化された組織がある場合もある。また、組織の活動がどの程度行われているのかを調査するのであれば、活動内容に加え会費の規模や徴収率なども調べることが求められるであろう。

地縁型住民自治組織 推計加入世帯数および人口

市区町村	世帯数	人口	1世帯 当たり人員	加入率	推計加入 世帯数	推計加入 人口	地縁型住民 自治組織の 団体数	1団体あたり推計世帯数・人口		人口密度 (1km ²)
								世帯数	人口	
	世帯	人	人	%	世帯	人	団体	世帯	人	人
横浜市	1,623,606	3,702,093	2.28	76.1	1,235,564	2,817,086	2,881	429	978	8,461
川崎市	683,229	1,453,427	2.13	64.5	440,683	938,654	650	678	1444	10,185
相模原市	314,209	721,178	2.30	56.7	178,157	409,760	595	299	689	2,193
横須賀市	165,370	406,994	2.46	85.5	141,391	347,823	365	387	953	4,041
平塚市	105,773	257,169	2.43	75.7	80,070	194,570	231	347	842	3,793
鎌倉市	73,344	173,228	2.36	83.2	61,022	144,012	184	332	783	4,374
藤沢市	179,380	418,308	2.33	77.6	139,199	324,333	478	291	679	6,018
小田原市	79,950	195,532	2.45	78.6	62,841	153,960	254	247	606	1,714
茅ヶ崎市	96,867	237,269	2.45	79.2	76,738	188,008	135	568	1393	6,644
逗子市	24,110	57,749	2.40	70.6	17,022	40,852	35	486	1167	3,330
三浦市	17,796	45,988	2.58	93.9	16,710	43,113	56	298	770	1,425
秦野市	71,090	168,889	2.38	65.1	46,265	110,112	242	191	455	1,630
厚木市	95,641	224,700	2.35	68.3	65,323	153,509	219	298	701	2,395
大和市	101,300	232,280	2.29	69.1	69,988	160,273	164	427	977	8,584
伊勢原市	42,488	100,766	2.37	—	—	—	—	—	—	1,815
海老名市	52,494	129,193	2.46	74.0	38,846	95,560	59	658	1620	4,879
座間市	55,477	129,120	2.33	53.9	29,902	69,672	192	156	363	7,345
南足柄市	16,208	43,370	2.68	75.2	12,188	32,665	34	358	961	564
綾瀬市	32,901	83,893	2.55	77.0	25,334	64,601	14	1810	4614	3,765
葉山町	12,705	32,533	2.56	—	—	—	28	—	—	1,907
寒川町	18,656	47,385	2.54	74.2	13,843	35,161	23	602	1529	3,531
大磯町	12,790	32,523	2.54	94.9	12,138	30,830	24	506	1285	1,890
二宮町	11,514	28,870	2.51	88.0	10,132	25,432	20	507	1272	3,180
中井町	3,388	9,792	2.89	76.6	2,595	7,500	27	96	278	489
大井町	6,362	17,319	2.72	82.9	5,272	14,340	19	277	755	1,202
松田町	4,477	11,364	2.54	94.5	4,233	10,751	26	163	413	301
山北町	3,975	11,067	2.78	84.2	3,347	9,306	55	61	169	49
開成町	6,108	16,795	2.75	79.3	4,844	13,320	13	373	1025	2,560
箱根町	7,066	13,095	1.85	—	—	—	—	—	—	141
真鶴町	3,176	7,640	2.41	—	—	—	—	—	—	1,088
湯河原町	11,037	25,867	2.34	76.2	8,407	19,672	11	764	1788	631
愛川町	16,147	40,555	2.51	63.9	10,318	25,898	21	491	1233	1,183
清川村	1,161	3,285	2.83	—	—	—	—	—	—	46

神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」(平成26年4月1日現在)をもとに、財団調査による「地縁型住民自治組織の加入率」「団体数」の回答結果を使い作成(二重線の枠内が財団作成)
「加入率」については、自治体により小数点以下の記載がない回答や小数点第2位まで記載したものもあったが、表記は第1位までに統一



SQ1 個別の地縁型住民自治組織の加入率のうち、最も高いもの及び最も低いものを以下の記入欄にご記入ください。また、わからない場合については、空欄としてください。

回答している自治体は、8 自治体であり、その結果は以下のとおりとなっている。同じ市町の中でも、地域ごとにその加入率に開きがあることがわかる。

また、加入率が高い場合でも、一概に自治会・町内会活動が活発であるとは言えないことに留意する必要がある。どの程度、活動が活発であるかについては、その自治組織が年間を通じてどのような活動をしており、その活動への住民の参加率がどの程度あるのかなどを踏まえる必要があるが、本調査では、そうした点については明らかにされていない。

自治体名 ※カッコ内は地縁型住民自治組織の数（Q1）と 全体の加入率（Q3）	個別の加入率（％）	
	最も高い加入率	最も低い加入率
小田原市 （254・78.6％）	100	40
逗子市 （35・70.6％）	89.9	48.0
海老名市 （59・74％）	100	35.5
南足柄市 （34・75.2％）	92.5	71.1
大井町 （19・82.87％）	98.21	74.36
開成町 （13・79.3％）	94	74.6
湯河原町 （11・76.17％）	95.93	42.15
愛川町 （21・63.9％）	85.8	32.2

<一括交付金制度について>

Q4 地縁型住民自治組織および協議会型住民自治組織（協議会型住民自治組織の制度がある場合には併せてご回答ください）に対して、用途を定めず助成金等を交付する一括交付金制度を導入していますか。以下の選択肢からあてはまるものを一つお選びください。

N=29

選択肢	回答数	割合
1 地縁型住民自治組織に対してのみ導入している	9	31.0%
2 協議会型住民自治組織に対してのみ導入している	0	0.0%
3 地縁型住民自治組織・協議会型住民自治組織の両方に対して導入している	0	0.0%
4 導入していない	16	55.2%
5 導入を検討している	0	0.0%
6 その他	4	13.8%

一括交付金制度を導入していない自治体が過半数を占めている。ただし、一括交付金制度を含め自治会への補助金制度は自治体ごとに性格づけがさまざまであり、何をもって「一括交付金制度」とするのかは回答自治体の判断に委ねられている。

◆「6 その他」を選択した自治体の回答

【平塚市】	地縁型住民自治組織のうち、希望する地域に対して、単位自治会と連合自治会の交付金を合算し、一括で交付している
【鎌倉市】	連合会組織に対してのみ導入している
【秦野市】	自治会活動全般に対する交付金
【大井町】	用途を定めて補助金を支出するもののほか、町内団体からの提案に対して審査を行い、補助金を支出するものがある

SQ1 Q4 で 1～3 のいずれかを回答した方にうかがいます。一括交付金制度を導入するきっかけはどういったものですか。以下の選択肢からあてはまるものを一つお選びください。

n=9

選択肢	回答数	割合
1 住民の提案	1	11.1%
2 議会の提案	0	0.0%
3 首長の提案	1	11.1%
4 職員の提案	0	0.0%
5 その他	7	77.7%

◆「5 その他」を選択した自治体の回答

【平塚市】 平成 24 年度の事業仕分けにより、交付金の一本化について意見が出されたため

【藤沢市】 提案者は不明ですが、昭和 38 年 8 月に規則を制定しています

【座間市】 自治会の提案

【南足柄市】 市の施策として

SQ2 Q4 で 2 または 3 と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織に一括交付金制度を導入したことによるメリットはどういったものがありますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

(該当なし)

n=0

選択肢	回答数	割合
1 地域コミュニティの活動がやりやすくなった	—	—
2 いままでできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった	—	—
3 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった	—	—
4 地域内の類似した活動の整理統合が図られた	—	—
5 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった	—	—
6 歳出削減につながった	—	—
7 従来の縦割りの助成金等が整理されて住民の事務負担が軽減された	—	—
8 従来の縦割りの助成金等が整理されて行政の事務負担が軽減された	—	—
9 その他	—	—

SQ3 Q4 で 1~3 のいずれかを回答した方にうかがいます。一括交付金制度についてどのような課題を感じていますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=9

選択肢	回答数	割合
1 助成金等の使途の透明性の確保	5	55.6%
2 議会の議決による正統性の担保が十分でない	1	11.1%
3 住民の事務負担が重い	1	11.1%
4 行政の事務負担が重い	0	0.0%
5 交付金が余ってしまう（多額の繰越金が発生してしまう）	1	11.1%
6 特に課題は感じていない	4	44.4%
7 その他	0	0.0%

（複数回答のため割合の総和は 100%を超える）

「1 助成金等の使途の透明性の確保」を選択した自治体が過半数を超えている。

SQ4 Q4 で 4 と回答した方にうかがいます。一括交付金制度を導入していない理由はどういったものですか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=15

選択肢	回答数	割合
1 助成金等の使途の透明性に課題がある	10	66.7%
2 議会の議決による正統性の担保が十分でない	1	6.7%
3 住民の事務負担が重い	1	6.7%
4 行政の事務負担が重い	0	0.0%
5 導入する必要性を感じない	2	13.3%
6 既存補助事業の目的が達成されない可能性がある	2	13.3%
7 その他	6	40.0%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

最も多く挙げられているものは「助成金等の使途の透明性に課題がある」であり、10 市町が回答している。

◆「7 その他」を選択した自治体の回答

【横浜市】	庁内議論が進んでいない
【横須賀市】	(地縁型住民自治組織については選択肢 1 を選択) (協議会型住民自治組織については選択肢 7 を選択し、その回答内容は以下) 事業に用いることができる交付金制度があるため。対象となる事業が要綱で定められており、一括交付金制度とは異なる。
【小田原市】	検討事項
【大和市】	検討していない
【寒川町】	目的を定めた交付金制度を導入しているため
【二宮町】	現行の交付金である程度の裁量を与えられているため

Q5 貴自治体の区域内に事務所を置く NPO の数を教えてください。

※「Ⅲ調査集計結果一覧」(53 ページ) 参照

＜コミュニティ集会施設とその維持・管理の体制について＞

Q6 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設を整備していますか。また、整備している場合には以下の問いにも併せてお答えください。 → (1 整備している / 2 整備していない) ・維持・管理の体制について (管理運営委員会を設置 / 行政が直接、維持・管理している)
--

「整備している」と回答した自治体は 25 自治体 (N=29) であるが、そのうち、維持・管理の体制について「管理運営委員会を設置」と回答（「指定管理者」あるいは「自治会」という回答も含む）した自治体は、11 である。ただし、この中には施設の種類によって行政が管理している自治体も含まれている。

※各自治体の回答については「Ⅲ調査集計結果一覧」（53 ページ）参照

＜協議会型住民自治組織／【組織の有無と法的性格】について＞

Q7 貴自治体では、その区域内で、活動する協議会型住民自治組織はありますか。		
N=29		
選択肢	回答数	割合
1 ある	14	48.3%
2 検討中あるいは準備中	0	0.0%
3 ない	15	51.7%

今回の調査では、「協議会型住民自治組織」を「地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織」としている。ただ、調査結果（Q10～Q14 の回答を一覧にまとめた表〔26 ページ〕）を見る限り、回答自治体によって受け止め方が違っていることが判明した。

Q8 協議会型住民自治組織の法的性格はどのようなものですか。平成 26 年 4 月 1 日現在の状況について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 地方自治法第 202 条の 4 で規定される地域自治区の地域協議会	0	0.0%
2 条例に基づき、貴自治体で独自に規定している協議会型住民自治組織	2	14.3%
3 要綱に基づき、貴自治体で独自に規定している協議会型住民自治組織	5	35.7%
4 条例・要綱では定めていないが、総合計画等で位置づけられている協議会型住民自治組織	5	35.7%
5 条例・要綱では定めていないが、予算措置で位置づけられている協議会型住民自治組織	2	14.3%
6 特に文書により定めていない協議会型住民自治組織	2	14.3%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

協議会型住民自治組織が「ある」と回答した自治体が 14 市町となっている (Q7)。そのうち、法的性格については、要綱に基づいているもの (選択肢 3) と総合計画等で位置づけられているもの (選択肢 4) を合わせると過半数を超える。

◆回答に関する補足説明等 (自由記述) :

【横浜市】	基本的には 6 番だが、一部行政区では区単位の協議会と各地区経営委員会を設置している
【川崎市】	川崎市自治基本条例第 22 条及び川崎市市民会議条例に基づき設置
【茅ヶ崎市】	新たな地域コミュニティの取り組みとして、総合計画に位置付け、現在モデル事業として実施しています。

<協議会型住民自治組織／【目的とその達成度】について>

Q9 協議会型住民自治組織が設立された目的について、以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 地縁型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図るため	6	42.9%
2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため	10	71.4%
3 地域の多様な意見を集約し、市町村政に反映させるため	5	35.7%
4 市町村合併を契機として住民自治を回復する必要があったため	0	0.0%
5 地域住民等から地域活動を活発にしたいという要望があったため	1	7.1%
6 その他	2	14.3%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

目的としては「2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」「1 地縁型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図るため」が上位を占め、それに「3 地域の多様な意見を集約し、市町村政に反映させるため」が続いている。

協議会型住民自治組織の制度的な政策理念として「協働（公共サービスの執行）」と「参加（自治体行政への地域の声の反映）」の2点が挙げられるが、行政側の期待として「協働」の側面が強い傾向があるとともに「参加」の側面も重要視されている（詳しくはⅡ論考「コミュニティ法人の歴史と展望」における「2 (2) 都市内分権における『参加』と『協働』」48 ページ参照）。

◆回答に関する補足説明等（自由記述）：

【川崎市】	【条例記載の目的】 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため。
	(所掌事務)
	(1) 市民、地域団体等の地域の意見を集約しながら地域の課題を把握し、課題解決に向けた方向性を検討すること。
【藤沢市】	(2) 前号による検討の結果に基づき、市長に対し提案を行うとともに、必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うこと。
	(3) 第1号による検討の結果に基づき、地域の特性を活かした事業を企画及び実施すること。
【秦野市】	市民活動自体が相互に交流を重ねることにより団体の活動の広がりや活性化を促進し、および互いを理解しながらパートナーシップの関係を形成し、活力あふれる地域社会の発展に役立てることを目的にしている。

◆Q8（組織の法的性格）とQ9（組織の設立目的）のクロス集計（Q8、Q9ともに複数回答可）

Q9 設立目的 Q8 法的性格	選択肢 1 地域活性化 (N=6)	選択肢 2 生活課題解決 (N=10)	選択肢 3 意見集約反映 (N=5)	選択肢 4 住民自治回復 (N=0)	選択肢 5 住民から要望 (N=1)	選択肢 6 その他 (N=2)
選択肢 1 地方自治法 (N=0)						
選択肢 2 条例 (N=2)	横須賀	川崎 横須賀				
選択肢 3 要綱 (N=5)	座間	横浜 相模原 逗子 座間	横浜 藤沢			藤沢
選択肢 4 総合計画等 (N=5)	小田原 茅ヶ崎	平塚 鎌倉 小田原 茅ヶ崎	小田原 茅ヶ崎		鎌倉	秦野
選択肢 5 予算措置 (N=2)	小田原 葉山	小田原	小田原			
選択肢 6 文書で定め ていない (N=2)	海老名	横浜	横浜 海老名			

※集計表においては、閲覧しやすさを考慮し、回答自治体数ではなく自治体名を表記

SQ1 Q9でご回答いただいた目的はどの程度達成されていますか。以下の選択肢からあてはまるものを一つお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 十分達成されている	0	0.0%
2 地域によって差があるが、概ね達成されている	2	14.3%
3 概ね達成されている	6	42.9%
4 地域によって差があるが、あまり達成されていない	1	7.1%
5 あまり達成されていない	0	0.0%
6 まだ評価する段階ではない	4	28.6%
7 わからない	0	0.0%
8 その他	1	7.1%

目的の達成度としては、「3 概ね達成されている」「6 まだ評価する段階ではない」が上位を占めており、自治体によってはまだ取組みの初期段階であり、評価が難しいところもあると考えられる。

SQ2 SQ1 で 1~5 と回答した方にうかがいます。そのように回答した理由を具体的に教えてください。(自由記述)

◆「2 地域によって差があるが、概ね達成されている」を選択した自治体の回答：

【横須賀市】	比較的設立時期が早い協議会では様々な取組みが進み、徐々にであるが目的が達成されているため。
【座間市】	「青少年健全育成連絡協議会」では、複数の団体があるが、いずれも 40 年程度の活動をしており、活動内容が良好で安定しているから。

◆「3 概ね達成されている」を選択した自治体の回答：

【川崎市】	地域において取組みが実践されることにより着実に成果をあげてきている。 →区民が主体的に課題の解決に向けた取組を実践している事例として、暮らしやすいまちづくりを目的とした、駅周辺での自転車マナーの向上や美化活動などの取組や次世代育成やコミュニティ活性化を目的とした、公園を活用した「冒険あそび場」の取組などがあります。
【相模原市】	協議会（まちづくり会議）との懇談会を実施しているため。
【藤沢市】	市民・地域団体等の地域の意見を集約しながら地域の課題を把握し、課題解決に向けた方向性の検討を行い、その検討の結果に基づき、 ・市への提言、要望 ・地域まちづくり事業の実施 など地域の特性を活かしたまちづくりを推進している。
【秦野市】	「はだの市民活動団体連絡協議会」設立後、分野の垣根を超えて、ボランティアオリエンテーションや市民活動団体に対する支援を行い、環境、福祉、防災など多くの分野で活動する市民活動団体のパイプ役となり、ボランティアのすそ野の拡大や市民活動のさらなる活性化に寄与してきたから。
【海老名市】	「海老名市自治会連絡協議会」では、単一自治会が抱える課題等を共有して解決策を見出し、各自治会の活動の支援を行っている。また、地域の意見、要望等をまとめ行政に働きかけているため。
【葉山町】	まちづくり活動の拠点を作り、各団体との交流会や展示を積極的に行っているため。

◆「4 地域によって差があるが、あまり達成されていない」を選択した自治体の回答：

【小田原市】	地域によっては、組織そのものがまだ設立されていない地区があり、設立された地区でも団体数が少なく、あまり活動が伴わないところが見られる。
---------------	---

SQ3 協議会型住民自治組織が設立されたことによる住民側にとってのメリットはどういったものがありますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 新たな地域活動の担い手を確保することができた	5	35.7%
2 地縁型住民自治組織の非会員とのつながりができた（○をつけた方は次の質問にもお答えください） →「非会員」としてどのような組織や属性の人たちがいますか 【例】福祉施設、学校、企業・事業者、外国人住民、生活困難な状況に置かれた住民など	4	28.6%
3 地域の目指すべき将来像を共有できた	3	21.4%
4 地域の自主的な取組みが推進された	12	85.7%
5 地域活動の資金が十分に確保できた	2	14.3%
6 地域の多様な主体の意見を組織内で共有できた（少数者の意見のくみ上げができた）	6	42.9%
7 特にメリットはない	0	0.0%
8 その他	0	0.0%

（複数回答のため割合の総和は 100%を超える）

「4 地域の自主的な取組みが推進された」を選択している自治体が 8 割を越えており、それに続くものとして「6 地域の多様な主体の意見を組織内で共有できた（少数者の意見のくみ上げができた）」を 4 割の自治体を選んでいいる。協議会型住民自治組織の制度的な政策理念である「参加」と「協働」のうち、Q9 の回答結果と同様に、自治体側の「協働」に対する期待が大きいことの表れと言えるであろう。さらには「参加」についても、4 割の自治体を選択肢 6 を選んでいることから、その期待も大きいと言えるのではないかな。

ちなみに「2 地縁型住民自治組織の非会員とのつながりができた」を選択した自治体が、「非会員」の組織や属性の人たちとして挙げているのが、「自治会未加入者」（横浜市）、「社協、福祉施設、学校、病院、商店会等」（鎌倉市）、「学校、テーマ型団体等」（逗子市）、「中学校」（葉山町）などである。

日本語のコミュニケーションがスムーズではない外国人住民をはじめとして、協議会型住民自治組織の存在自体を知らない住民がいる場合が想定される。住民に対して制度そのものの周知をいかに図っているか、ということについては本調査では実施していないが、論点の一つとして不可欠であろう。

そして「多様なマイノリティの声を掬い取る」（すなわち「参加」という政策理念につながる）ことが、組織の大きな目的として位置づけられているのであれば、このような社会的マイノリティへのアプローチを積極的に行うこともさらに求められてくるであろう。

SQ4 SQ3 で2と回答した方にうかがいます。非会員とのつながりができるきっかけはどのようなものですか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=4

選択肢	回答数	割合
1 非会員が地域行事等に参加するようになった	2	50.0%
2 非会員が地域活動に理解を示すようになった	1	25.0%
3 協議会型住民自治組織の広報を非会員に配付した	2	50.0%
4 その他	1	25.0%

(複数回答のため割合の総和は100%を超える)

◆「4 その他」を選択した自治体の回答：

【鎌倉市】 非会員である各組織の代表者又は担当者が協議会型住民自治組織の会員として参加している

Q10 貴自治体での協議会型住民自治組織の設立状況を教えてください。また、設立されている団体数についても教えてください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 自治体の区域全域に設立されている	6	42.9%
2 自治体の区域の一部に設立されており、今後は設立区域を一部拡大する予定	2	14.3%
3 自治体の区域の一部に設立されており、今後は全区域に拡大する予定	4	28.6%
4 自治体の区域の一部に設立されており、今後の拡大予定はない	1	7.1%
5 その他	1	7.1%

→Q10 から 14 の回答については、次ページ（26 ページ）の一覧を参照。

Q11 貴自治体の区域内で、初めて協議会型住民自治組織が設立された時期をお教えてください。また Q10 で 1 を選択した方は、最後の協議会型住民自治組織が設立された時期についてもお教えてください。

→Q10 から 14 の回答については、次ページ（26 ページ）の一覧を参照。

自治体名	名 称 (Q13)	設置単位 (Q14)	権 限 (Q12)	設立状況・団体数 (Q10)		設立時期 (Q11)	
				設立状況	団体数	初めて	最後
横浜市	泉区地域協議会 地区経営委員会	行政区域及び地区 連合町内会程度	5	5 ^{※1}	—	2009	—
川崎市	〇〇区区民会議	行政区 (7 区)	6	1	7	2006	2006
相模原市	地区まちづくり会議	自治体のまちづくり 区域	5	1	22	2010	2010
横須賀市	地域運営協議会	支所の所管エリア	1,3	3	—	2011	—
平塚市	地域自治推進事業	小学校区程度	—	2	—	2010	2014
鎌倉市	地域会議 ^{※2}	行政区単位	5	2	1	2012	—
藤沢市	郷土づくり推進会議 ^{※3}	自治会・町内会単 位 (13 地区)	6	1	13	1997	2013
小田原市	地域コミュニティ組織 ^{※4}	小学校区程度	5	3	—	2009	—
茅ヶ崎市	(仮称)まちぢから協議会	地区自治会連合会 の区域	6	3	9 ^{※5}	2013	—
逗子市	住民自治協議会	小学校区程度	3	3	1	2014	—
秦野市	はだの市民活動団体連絡 協議会	各市民活動団体の 活動範囲	5	1	62	2001	2014
海老名市	海老名市自治会 連絡協議会	市全体	1	1	1	1972	1972
座間市	青少年健全育成 連絡協議会	中学校区程度	3	1	10	1967	1988
葉山町	葉山まちづくり協議会	—	5	4	1	2004	

◆「権限」の選択肢 (Q12)

- 1 →当該地域の意見を集約して自治体に政策を提案する権限
- 2 →当該地域に係る自治体の予算を提案する権限
- 3 →当該地域に自治体から交付された助成金等の使途の決定権
- 4 →当該地域での公共的サービス (例:配食サービス、廃棄物収集等) の実施に関する決定権
- 5 →特定の権限は付与していない
- 6 →その他

◆「設立状況」の選択肢 (Q10)

- 1 →自治体の区域全域に設立されている
- 2 →自治体の区域の一部に設立されており、今後は設立区域を一部拡大する予定
- 3 →自治体の区域の一部に設立されており、今後は全区域に拡大する予定
- 4 →自治体の区域の一部に設立されており、今後の拡大予定はない
- 5 →その他

※1 「5 その他」を選択した【横浜市】の記述回答→「自治体の区域の一部に設立されている」

※2 【鎌倉市】→条例、要綱はなし。総合計画等の行政文書内では「地域会議」という名称を使用している。

※3 【藤沢市】→

「藤沢市郷土づくり推進会議」各地区の推進会議の名称は、郷土づくり推進会議に各地区の名称を冠したものとする。「〇〇地区郷土づくり推進会議」地区ごとに推進会議の通称を付けることができるものとし、各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

※4 【小田原市】→条例や要綱はないが、議会答弁では「地域コミュニティ組織」を使用している。

※5 【茅ヶ崎市】→ (仮称) まちぢから協議会の設立状況 「9 団体のうち 2 団体は設立に向けた準備会」

<協議会型住民自治組織／【権限】について>

Q12 貴自治体では、協議会型住民自治組織にどのような権限を付与していますか。あてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 当該地域の意見を集約して自治体に政策を提案する権限	2	14.3%
2 当該地域に係る自治体の予算を提案する権限	0	0.0%
3 当該地域に自治体から交付された助成金等の使途の決定権	3	21.4%
4 当該地域での公共的サービス（例：配食サービス、廃棄物収集等）の実施に関する決定権	0	0.0%
5 特定の権限は付与していない	7	50.0%
6 その他	3	21.4%

（複数回答のため割合の総和は 100%を超える）

→Q10 から Q14 の回答については、前ページ（26 ページ）の一覧を参照。

全国的な動向に目を向けると、協議会型住民自治組織に高い事業性が求められている側面もあり、その潮流において、地域課題解決の手法としてのコミュニティ・ビジネスも注目されている。そして、先進的な取り組みをしている伊賀市、名張市、朝来市、雲南市の 4 市は、協議会型住民自治組織の法人化として「スーパーコミュニティ法人」構想（詳しくはⅡ論考「コミュニティ法人の歴史と展望」における「2（3）日本都市センターの調査研究で明らかになった近年の日本の都市内分権の傾向」49 ページ参照）を提起している。

本調査においても、自治体側では「協働」の装置としての期待が大きい（Q9 の項参照）現状を踏まえると、今後、公共サービスを担う事業性の高い活動が可能となるような制度的検討が求められる。

一方、コミュニティ側にとっても、少子高齢化等の社会的背景から生じるさまざまな地域課題を踏まえ、それらを解決する手法として、協議会型住民自治組織（あるいはそれを分節化した組織）において法人化によって事業を運営していく形態が当然の成り行きとして求められるようになっている。

◆「6 その他」を選択した自治体の回答

【川崎市】	参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議する権限
【藤沢市】	Q9 自由記述欄 所掌事務 参照
【茅ヶ崎市】	現在は特定の権限を付与していませんが、選択肢 1、2 の権限を盛り込めるような制度を検討中です。

Q13 貴自治体では、協議会型住民自治組織の名称として、条例または要綱等でこういった名称を使用していますか。（例:地区まちづくり協議会、学区住民自治協議会など）

→Q10 から Q14 の回答については、26 ページの一覧を参照。

＜協議会型住民自治組織／【設置単位】について＞

Q14 協議会型住民自治組織の設置されている単位について、以下の選択肢から最も典型的なものを一つお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 小学校区程度	3	21.4%
2 中学校区程度	1	7.1%
3 （平成の合併時の）旧市町村単位	0	0.0%
4 その他	10	71.4%

→Q10 から Q14 の回答については、26 ページの一覧を参照。

「4 その他」で挙げられている単位としては、行政区、連合町内会、市（あるいは町）全体、という選択がほとんどである。ただ昨今の状況として、「小規模多機能自治」という名で概ね小学校区などの範囲における地域共同体に対する関心が高まり、全国的なネットワークも設立されている（5 ページ※参照）。

地域課題に対して、きめ細かい対応を可能とする組織あるいは制度そのものを構想するのであれば、小学校区程度が理想となるであろう。しかし神奈川県の場合、市町村合併の歴史的な経緯や高度経済成長期以降に人口が激しく膨張した自治体があることなどを背景として、自治体によっては数十から 100 単位の小学校区を抱えることとなっている。各協議会型住民自治組織に、地区担当職員を派遣することや地域事務所を置くことを想定すると、現実的にはそうした設置単位は難しいと思われる。そこで、自治体へのヒアリングによると、連合自治会のエリアに地区担当職員を配置したり、行政支所・出張所を設置単位としているようである。

＜協議会型住民自治組織／【参画すべきものとして想定している団体または個人】について＞

Q15 協議会型住民自治組織に参画すべきものとして制度上想定している地域の諸団体または個人について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 自治会・町内会などの地縁型住民自治組織及びその連合会組織の役員	12	85.7%
2 地域で活動する NPO 法人	9	64.3%
3 ボランティア団体	8	57.1%
4 地区民生委員・児童委員協議会または民生委員・児童委員	9	64.3%
5 地区社会福祉協議会、校区福祉委員会などの社会福祉協議会の地域別組織	9	64.3%
6 消防団	5	35.7%
7 警察署	3	21.4%
8 交通安全協会	5	35.7%
9 青少年育成協会等の青少年健全育成関係の行政委嘱委員の団体	7	50.0%
10 老人クラブ	9	64.3%
11 地域婦人会・女性会等の女性団体	6	42.9%
12 学校長・副校長	6	42.9%
13 PTA 役員	9	64.3%
14 地元企業	7	50.0%
15 地元商店会	8	57.1%
16 商工会・商工会議所・青年会議所	5	35.7%
17 その他団体・個人	7	50.0%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

◆「17 その他団体・個人」を選択した自治体の回答：

	(区民会議条例より)
【川崎市】	・ 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者 ・ 区民会議の委員に応募した者 ・ その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者
【相模原市】	公民館
【横須賀市】	観光協会
【鎌倉市】	大船地域づくり会議では、同会議で推薦・承認を得た者・団体は会員となることができる。
【藤沢市】	公募委員
【茅ヶ崎市】	公募市民
【逗子市】	避難所運営委員会

＜協議会型住民自治組織／【参画している団体または個人】について＞

Q16 協議会型住民自治組織に実際に参画している、地域の諸団体または個人について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 自治会・町内会などの地縁型住民自治組織及びその連合会組織の役員	13	92.9%
2 地域で活動する NPO 法人	7	50.0%
3 ボランティア団体	8	57.1%
4 地区民生委員・児童委員協議会または民生委員・児童委員	10	71.4%
5 地区社会福祉協議会、校区福祉委員会などの社会福祉協議会の地域別組織	10	71.4%
6 消防団	5	35.7%
7 警察署	1	7.1%
8 交通安全協会	5	35.7%
9 青少年育成協会等の青少年健全育成関係の行政委嘱委員の団体	8	57.1%
10 老人クラブ	10	71.4%
11 地域婦人会・女性会等の女性団体	5	35.7%
12 学校長・副校長	7	50.0%
13 PTA 役員	10	71.4%
14 地元企業	7	50.0%
15 地元商店会	7	50.0%
16 商工会・商工会議所・青年会議所	4	28.6%
17 その他団体・個人	7	50.0%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

◆ 「2 地域で活動する NPO 法人」を選択した自治体の回答 (NPO 法人の活動テーマ) :

【川崎市】 歴史ガイド、芸術文化の振興

【鎌倉市】 市内市民活動団体に対する中間支援

【葉山町】 まちづくり、環境保全など

◆「3 ボランティア団体」を選択した自治体の回答（ボランティア団体の活動テーマ）：

【横浜市】	子育て支援、高齢者支援
【川崎市】	歴史・文化遺産を見つけ、学び、伝える 地域奉仕活動
【平塚市】	福祉等
【茅ヶ崎市】	体育振興、青少年育成
【秦野市】	保健・医療又は福祉の増進を図る活動等
【葉山町】	まちづくり、環境保全、文化団体など

◆「17 その他団体・個人」を選択した自治体の回答：

【川崎市】	川崎市市民会議 HP 参照 http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000017573.html
【相模原市】	公民館長
【横須賀市】	観光協会等
【鎌倉市】	大学、観光協会、防犯協会、障害者福祉施設 等
【藤沢市】	地区内大学等、公募委員
【茅ヶ崎市】	地域集会施設管理運営委員会、防災・環境関係委員など
【逗子市】	避難所運営委員会

日本の都市内分権の特徴として、「参加」と「協働」の2つの政策理念が車の両輪となっている（Ⅱ 論考「コミュニティ法人の歴史と展望」43 ページ参照）ことを踏まえると、多様な市民や地域の意見を聞くためには、自治会・町内会といった従来の地縁組織に加え、その地域で活動している NPO やボランティア団体なども参画することは重要である。さらには、団体として組織されていない場合でも、障害者や外国人住民などいわば社会的マイノリティとして位置づけられる住民の声をいかに掬い取ることができるか、ということも今後の課題として挙げられるであろう。

<協議会型住民自治組織／【活動テーマ】について>

Q17 協議会型住民自治組織の活動テーマについて、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 地区計画等の策定への参加	4	28.6%
2 地域のまちづくりへの参加	11	78.6%
3 地域づくりに関する政策提言	3	21.4%
4 集会施設等の運営計画づくり	0	0.0%
5 集会施設等の維持管理	0	0.0%
6 生活道路、街路灯等の維持管理	1	7.1%
7 地域の環境美化、清掃活動	6	42.9%
8 環境保全・リサイクル活動	5	35.7%
9 地域の防災活動	9	64.3%
10 地域の安全確保	7	50.0%
11 地域福祉・介護・保健活動	7	50.0%
12 児童・生徒に対する学校教育支援	5	35.7%
13 盆踊り、お祭り等の親睦行事	5	35.7%
14 スポーツ・レクリエーション活動	5	35.7%
15 芸術・文化活動	4	28.6%
16 住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	1	7.1%
17 行政機関・議会に対する要望、陳情等	3	21.4%
18 自治体の広報誌等の回付等行政からの連絡事項伝達	3	21.4%
19 地区内の新しい団体への支援	2	14.3%
20 地区の活動力掘り起こしのための事業公募	1	7.1%
21 わからない	0	0.0%
22 その他	3	21.4%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

◆「22 その他」を選択した自治体の回答：

【川崎市】 川崎市市民会議 HP 参照 <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000017573.html>

【相模原市】 各地区・各年度により異なる

【茅ヶ崎市】 地域における協議の場を趣旨としており、協議の結果として様々な事業に結び付く可能性があります。特定の活動テーマはなく、地域課題に関することとしています。

＜協議会型住民自治組織／【活動資金】について＞

Q18 協議会型住民自治組織の活動資金はどういったものがありますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。また、そのうち最も多く用いられているものを一つお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 個人からの会費収入	3	21.4%
2 構成団体からの分担金	7	50.0%
3 寄付金	3	21.4%
4 自治体からの助成金等	9	64.3%
5 指定管理者、施設管理委託等の収入	0	0.0%
6 自治体からの事務委託収入	3	21.4%
7 独自の事業からの収入	3	21.4%
8 その他	3	21.4%

(複数回答のため割合の総和は100%を超える)

活動資金としては「4 自治体からの助成金等」がトップとなっているが、そもそもの協議会型住民自治組織をどのような機能を持たせるのか（持つべきなのか）は自治体によって違っており、その方向性次第で活動資金のあり方も変わってくるであろう。

今後、自治体側の協議会型住民自治組織に対する期待（「協働」と「参加」のどちらの側面を、より重視するのか）、あるいは組織に参画する市民の意向などを踏まえ、活動資金をどのように得ていくのか（もし「参加」の側面が大きければ、そもそも活動資金が必要となるのか、ということも含めて）、自治体ごとにさらなる検討が求められるであろう。たとえば川崎市の区民会議は参加と協働の仕組みではあるが、直接の任務は「調査審議」であり、「活動資金」は「なし」との回答である。

◆「8 その他」を選択した自治体の回答：

【川崎市】	なし。区民会議開催経費として、行政側の事務局運営経費や委員報酬等の予算を計上
【相模原市】	自治体予算（消耗品費、食糧費等）
【藤沢市】	・会議の運営経費は市（事務局である市民センター・公民館）が直接執行している。 ・地域まちづくり事業に係る経費は事務局である市民センター・公民館が予算要求し、査定を得た中で予算化している。

SQ1 Q18 で 4 と回答した方にうかがいます。どういった事業を対象とした助成金等を設けていますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=9

選択肢	回答数	割合
1 集会施設等の運営計画づくり	0	0.0%
2 集会施設等の維持管理	1	1.1%
3 生活道路・街路灯等の維持管理	0	0.0%
4 地域の環境美化、清掃活動	3	3.3%
5 環境保全・リサイクル活動	2	2.2%
6 地域の防災活動	3	3.3%
7 地域の安全確保	4	4.4%
8 地域福祉・介護・保健活動	3	3.3%
9 児童・生徒に対する学校教育支援	3	3.3%
10 盆踊り、お祭り等の親睦行事	2	2.2%
11 スポーツ・レクリエーション活動	2	2.2%
12 芸術・文化活動	1	1.1%
13 個別の用途を定めていない（一括交付金制度等）	2	2.2%
14 その他	5	5.5%

（複数回答のため割合の総和は 100%を超える）

◆「14 その他」を選択した自治体の回答：

【横浜市】	地域課題解決の取組
【横須賀市】	組織運営に係る経費に対しての交付金
【平塚市】	協議の場の設立、運営
【茅ヶ崎市】	協議会の運営に要する費用

事業費についての設問のつもりだったが、はしなくも運営費という論点が出てきた。「その他」のうちの 3 つは協議会の運営費である。

SQ2 Q18で5と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織にどのような公的施設の管理を委託していますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

(該当なし)

n=0

選択肢	回答数	割合
1 公民館・コミュニティセンター等の集会施設	—	%
2 公園	—	%
3 市民農園等の農産施設	—	%
4 道の駅等の道路施設	—	%
5 その他	—	%

全国的には協議会がコミュニティセンターの管理運営委員会を兼ねるタイプがわりにあるが、神奈川県ではまだそうした方向は顕在化していないようである。

SQ3 Q18で6と回答した方にうかがいます。どのような事務を協議会型住民自治組織に委託していますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=2

選択肢	回答数	割合
1 行政の広報誌の配布	1	50%
2 行政文書の回覧等の行政連絡伝達事務	1	50%
3 国勢調査等の調査に関わる事務	0	0%
4 道路・公園等の清掃に関わる事務	0	0%
5 その他	1	50%

(複数回答のため割合の総和は100%を超える)

◆ 「5 その他」を選択した自治体の回答：

【葉山町】 活動拠点の管理・運営、まちづくり展の開催など

SQ4 Q18 で7と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織の実施している独自事業はどのようなものですか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

n=3

選択肢	回答数	割合
1 地域のお祭り等の親睦行事	3	100%
2 フリーマーケット等のバザー事業	0	0%
3 高齢者などの買い物支援事業	0	0%
4 地元の名産品等の開発・販売	0	0%
5 ジャンボタクシーやコミュニティバスなどの交通事業	0	0%
6 コミュニティカフェやサロン等の交流拠点事業	1	33.3%
7 その他	0	0%

(複数回答のため割合の総和は100%を超える)

<協議会型住民自治組織／【課題】について>

Q19 貴自治体では、協議会型住民自治組織についてどのような課題を感じていますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。また、そのうち最も大きな課題と感じているものを一つお選びください。

n=14

選択肢	回答数	割合
1 活動の担い手が固定している	10	71.4%
2 活動の担い手が不足している	9	64.3%
3 活動資金が不足している	3	21.4%
4 多様な団体の間の意見調整が困難	3	21.4%
5 地区ごとの活動の進み具合の差が大きい	3	21.4%
6 事務局機能が弱い	5	35.7%
7 特に課題はない	0	0.0%
8 その他	1	7.1%

(複数回答のため割合の総和は 100%を超える)

「最も大きな課題と感じるもの」として一つを選択した自治体の回答では、「6 事務局機能が弱い」(横浜市)、「8 その他(認知度が低い)」(川崎市)、「5 地区ごとの活動の進み具合の差が大きい」(横須賀市)、「2 活動の担い手が不足している」(鎌倉市および藤沢市)、「4 多様な団体の間の意見調整が困難」(小田原市)、「1 活動の担い手が固定している」(茅ヶ崎市)が挙げられている。

全体的な傾向としては、活動の担い手の固定あるいは不足が大きな課題となっている。こうした現状を踏まえると、「参加」という政策理念を重視し、地域の多様な団体に協議会型住民自治組織への参加を呼び掛けていくことも組織や制度の継続性を考えるうえで、検討する必要があるのではないと思われる。

また、具体的な活動として、地域の課題を洗い出すことを目的とした「まち歩き」を組織として行うことや、そのような課題および関わる人材を共有することを通して活動の輪を広げていくことに加え、部会制によってテーマ(子育て、環境など)を特定して、呼びかけを広く行いながら参加を促進することなどが考えられる。

そして事務局機能への着眼も重要であろう。具体的には「設立初動期に行政側が手をかけすぎた」「活動拠点が無い」「人材発掘の広がりが無い」などの課題が背景としてあげられるかもしれない。

Q20 Q7 で 3 と回答した方にうかがいます。協議会型自治組織がない場合に、どのようにして行政と地域で活動する諸団体との協働・連携事業を実施していますか。具体的にご記入ください。（自由記述） また、その内容がわかる資料があれば、ご提供ください。	
【三浦市】	・地縁型住民組織との連携 ・案件ごとに担当と地域が連携により対応。
【厚木市】	各地区ごとの連合会組織などと連携し、事業を実施している。
【大和市】	複数の自治会のまとまりと同じ程度の広がりを持った地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員会と行政が必要に応じて協働・連携している。
【座間市】	市民団体、行政相互の提案による協働事業
【南足柄市】	常に行政から自治会や各種団体等に情報提供を行っている（自治会長会議、広報誌、回覧など含む）。また、公民館長、環境委員、防災リーダー等の役員を、各自治会で選出していただき、担当課等との窓口になっていただいている。
【綾瀬市】	市民活動センターあやせと連携し実施している。
【寒川町】	個別に協働・連携事業を実施。
【大磯町】	地縁型住民自治組織の連合会組織である「大磯町区長連絡協議会」を通して地域との協働・連携を図ったり、町民活動推進補助金制度によって町内で様々な分野で意欲的に活動する町民団体を支援し、社会的需要や公益性のある事業の実施を促進するなど、各分野の団体と個別に協働・連携を図っている状況。
【二宮町】	各地区で活動している団体が少ないことから、市民活動やボランティア活動をする団体の結成、組織化を支援するため、初期費用や活動の活性化に必要な費用に対して、最大 3 回補助金を支給する制度を整備している。 また、公益的な活動団体については、相談や会議、資料作成をすることができる拠点として、町民サポートセンターを設置している。 地域との繋がりでは、地縁型自治組織と行政間で定期的な情報共有など連携を図っている。
【大井町】	具体例はないが、必要に応じて直接地縁型住民組織等と連携している。
【山北町】	・事業ごとに各所管課と地域で活動する諸団体と連携している。 ・地縁型住民組織と連携している。
【開成町】	行政と地域で活動する諸団体と、各所管課、各事業ごとに協働、連携して事業実施している。
【湯河原町】	それぞれの団体との個別対応
【松田町】	現状では、必要に応じて個々に会議等の調整を実施のうえ連携している。
【愛川町】	当町には「愛川町美化アダプト制度モデル事業」と「愛川町住民提案型協働事業」の2つの協働事業と「あいかわ町民活動応援事業」という地域住民の行う公益活動の育成支援を目的とした補助制度があります。これらの事業を活用し、地域で公益活動を行う団体等と協働・連携事業を実施しています。

Q21 貴自治体で、地域コミュニティ施策に関するご意見や調査をしたいと考えている課題などがあればご記入ください。（自由記述）

【藤沢市】	地域コミュニティ形成の場として、概ね小学校区単位で設置（41箇所）している「地域市民の家」や自治会町内会のうち約半数が設置している「自治会館・町内会館」などの地域コミュニティ拠点施設について、施設の老朽化や稼働率が低い施設があることなどの現状や課題があり、現在、地域コミュニティ拠点施設の今後のあり方の整理や、市民の家の稼働率向上に向けた有効活用促進策の検討を行っている。
【小田原市】	担い手の確保の仕方、地域内の学校との関わり方、市職員の地域コミュニティ組織事業への参画方法、市職員のボランティア活動への奨励方法などについて調査してもらいたい。
【茅ヶ崎市】	現在、地域の協議会の活動を支援するための制度づくりを進めています。各市において、本取り組みに関連した条例、要綱等の規定があれば、その内容等を伺いたいです。
【三浦市】	自治会加入率の高い地域性を維持していくことが重要と認識しています。
【座間市】	・自治会加入率向上施策のアイデア ・自治会加入率低下の要因
【南足柄市】	自治会加入者の減少による地域力の低下及び、少子高齢化に伴う役員等の担い手不足に関する、自治会、住民、ニーズ調査

自治会についてのニーズが高い。協議会型住民自治組織も自治会あつてのものであり、自治会は地域ガバナンスの基盤である。

5 協議会型住民自治組織の必要性和定着に向けた課題

今回の調査結果を踏まえ、協議会型住民自治組織の必要性和定着に向けた課題としてどのようなことがあげられるのかについて検討する。

第一に、必要性に関して検討すべきことは、従前の地縁型住民自治組織である自治会・町内会が、協議会型住民自治組織的な機能（地域独自の課題について、そこに住む多様な人たちの意見が集約され、それを行政側に伝えたり、自ら課題解決のための方策を探る機能）を有している場合には、改めて制度を導入する必要性は低いのではないかとすることである。また、このような機能を有する場合でも、行政が積極的に自治会・町内会の活動紹介や意見交換の場を設けて、広く住民の関心を喚起あるいは維持していくことは求められるであろう。

第二に、自治会の加入率が低下していたり、あるいは一定の加入率だとしても役員の年齢層が高かったり、固定化が進み担い手不足となっている地域においては、多様な主体が集い、多様な視点から地域課題について話し合われる機会は少ないのではないかと予想される。そうした場合には、協議会型住民自治組織の有益性は非常に高いと言えるのではないだろうか。調査結果（Q19）にも現れているように、実際の協議会型住民自治組織においても活動の担い手の固定や不足が大きな課題となっている。

そこで第三に、もっとも重要な点として、この協議会型住民自治組織の制度を導入するにあたっては、「幅広い世代が継続的に参加あるいは参画できる」組織の枠組みについて検討することが必要となるであろうし、さらに重要なこととして「市民の主体性を引出し、自らが取り組むことで自治意識の醸成を図る」という、この制度特有の特徴を生かすためには、時間をかけて住民との対話も行い、段階を踏みながら定着させていくことが求められるであろう。

この点に関して、日本都市センターの「都市自治体とコミュニティの協働による地域運営に関する研究会」座長を務めた名和田是彦法政大学法学部教授は、都市内分権（協議会型住民自治組織）の制度設計の諸論点として、①区域割の基本的考え方と規模、②拠点施設とその性質、③活動資金、といった問題を指摘した上で、さらに次のように述べている。

「制度をつくったとして、行政と地域とが（あるいは地域内の諸団体や住民が）十分に話し合い、協議会が立ち上がっていくまでの手順とスケジュールをどう構想するかは、実施過程の重要問題として制度設計時点から構想しておく必要がある」（日本都市センター『都市自治体とコミュニティの協働による地域運営をめざしてー協議会型住民自治組織による地域づくりー』第2章より）

このように、行政から地域への呼びかけ（働きかけ）にあたっては、十分に時間をかけて段階的に進めていくことが重要であるが、例えば、以下のような手順を進めることが考えられるのではないだろうか。

●設置単位となる地域ごとにおける住民（主に自治会・町内会が中心？）への事前説明

「なぜ、この地域に協議会型住民自治組織が必要となるのか？」

↓

●事前説明を聞いた地域ごとの住民同士による懇談

「自分たちの地域では、どのような課題を抱えているか？」

「自分たちの地域を、より住みやすいまちにするには何が必要か？」

「その課題を解決するために、この制度が有効なのか？」

※さらにはこの段階で、地域のキーパーソンだけでなく、「幅広い世代が継続的に参加あるいは参画できる」ように地域住民全体に参加を呼びかけるオープンミーティングを開くことも考えられる。

↓

●一定の住民の合意が得られれば、協議会型住民自治組織設立に向けた準備会を発足

「地域の課題を掘りおこすためには、どうすればよいのか？」

「そのために、組織に加わってもらいたい人はどういう人か？」

「会合の形式・頻度や、課題解決のための事業化をする場合の活動資金などは？」

↓

●組織を設立したら自らの地域の現状について知ることから始める

※問題解決に向けた5段階のプロセス（アクションラーニング）を実際に繰り返し行うことで、自治意識（主体性）の醸成が期待される。

（1）問題を感じ取る→（2）問題の所在をつきとめる→（3）注意深く調べる→

（4）問題解決のための計画を立てる→（5）実践によって確かめる

↓

●さらに組織の活動を発展し、継続させていくために、テーマを特定した上での部会制やさらなる参加呼びかけを行う

また、同じ自治体内において、複数の組織が立ち上がった段階で、それぞれの活動報告や意見交換を行う場を設けることで、さらなる活動促進が期待される。いずれにしろ、協議会型住民自治組織の制度は、この10年ほどで急速に広がりつつあるものであり、今後も、各自治体での試行錯誤が繰り返されることと思われる。そうした状況において、自治体間の情報共有や意見交換の重要性はますます高まっていくであろう。

前ページにあげた制度設計の3つの論点に照らし合わせて考えると、「①区域割の基本的考え方と規模」についてはQ14（28ページ）、「③活動資金」についてはQ18（33ページ）で分析をしているので、そちらを参照されたい。「②拠点施設とその性質」に関しては、公民館・児童館・コミュニティセンターなどが拠点施設になりうるものと想定し、その整備状況についての設問Q6（18ページ）や、Q18のSQ2（35ページ）で若干触れているが、その実態については改めての調査が必要であろう。

Ⅱ 論考「コミュニティ法人の歴史と展望」

～小規模多機能自治推進ネットワーク会議設立総会（2015年2月17日）より～

はじめに

1 コミュニティの地域運営と都市内分権

- (1) 都市内分権とは
- (2) 「地域運営」と市町村合併
- (3) 地域運営の一類型としての都市内分権の位置付け

2 国際比較の中の日本型都市内分権

- (1) 地域運営の民間的ソリューションとしての自治会・町内会とその限界
- (2) 都市内分権における「参加」と「協働」
- (3) 日本都市センターの調査研究で明らかになった近年の日本の都市内分権の傾向
 - (a) 条例制定などによる地域代表的性格の確保
 - (b) 高い事業性を持つ活動部分を法人として切り出す動き

3 コミュニティそのものを法人化することの意義

名和田是彦（法政大学法学部教授）

※本論考は、名和田是彦法政大学教授が、2015年2月17日の小規模多機能自治推進ネットワーク会議設立総会において講演された際の資料である。

名和田教授は、日本都市センターにおける「地域コミュニティの活性化に関する研究会」（2013年度）および「都市自治体とコミュニティの協働による地域運営に関する研究会」（2014年度）の座長を務められ、また財団における本調査「自治体における協議会型住民自治組織の現状に関する調査」のアドバイザーとしてご協力いただいております。協議会型住民自治組織における現状と課題について理解するための貴重な資料としてここに掲載する。

※「協議会型住民自治組織」と、この資料における「都市内分権」は同義である。

2015年2月17日小規模多機能自治推進ネットワーク会議設立総会

コミュニティ法人の歴史と展望

名和田是彦(法政大学)

はじめに

- 1 コミュニティの地域運営と都市内分権
 - 2 国際比較の中の日本型都市内分権
 - 3 コミュニティそのものを法人化することの意義
-

はじめに

このような意義深い設立総会で報告をする機会をいただき大変光栄に存じます。

私は、全国市長会のシンクタンクであります日本都市センターにおきまして、研究に関わらせていただいております。2013年度においては、「地域コミュニティの活性化に関する研究会」、そして2014年度においては、「都市自治体とコミュニティの協働による地域運営に関する研究会」において、それぞれ座長を務めさせていただきました。

この研究会による調査研究の過程で、伊賀市、名張市、朝来市、雲南市のいわゆる4市協議体の「スーパーコミュニティ法人」の構想に接することになったわけであります。2013年の秋にこうした動きがあることを知り、2013年12月16日の4市の会合に参加させていただくことができました。

日本都市センターのこの2カ年にわたる研究会では、地域コミュニティの問題を、特にコミュニティを都市内分権制度を通じて制度化することによって活性化を図っていくということが中心的なテーマでありました。

コミュニティを制度化する場合に、コミュニティ活動の一部を法人化すること、さらにはコミュニティ自体に包括的な法人格を付与するといったことは、重要な選択肢でありますから、日本都市センターの研究会でも、4市の動向に注目しながら調査研究を進めていった次第です。

本日はそんな経過を背景に、4市の小規模多機能自治の取組みと「スーパーコミュニティ法人」の提言を、どのように受け止めるべきかについて、お話をさせていただきます。

1 コミュニティの地域運営と都市内分権

(1) 都市内分権とは

日本都市センターの研究で対象となりました都市内分権というのは、第30次地方制度調査会が大都市制度に関する提言を行った時にも使われた言葉ですので、ご存知の方も多いと思います。

あらためて復習いたしますと、都市内分権とは、

(1)(合併によって大規模化した)都市自治体の区域を(合併前の市町村の区域を目途として)いくつか
に区分し、

(2)そこに役所の出先やコミュニティ・センターなどの拠点施設を置き、

(3)そこに(場合によっては選挙制の)住民代表的な組織を置く、
仕組みのことであります。

この仕組みは、国際的に見ても多様な姿が展開されていますが、今も少し出てきましたように、市町村合併への対応という意味合いを強く持っています。

市町村としての地位を失っても地域運営をしていくことができるように制度的な工夫をしたものと言えます。

しかし、日本で都市内分権が制度的に試みられるようになったのは、いろいろな捉え方がありますが、明治の大合併とか昭和の大合併のような大規模な合併が行われた直後というわけでもありません。2013年度の日本都市センターによる全国アンケート調査によると、都市内分権を所管している都市自治体の担当者の多くは、都市内分権は今世紀になってから開始したとの意識を持っていました。また、法律上の制度という点から言いますと、地方自治法にはじめて本格的な都市内分権制度として規定された「地域自治区」は、2004年改正によるものでした。

では、合併して地域運営制度を失った地域社会は、それまでどうしていたのでしょうか？

こう考えると、地域運営とは何か、コミュニティとは何か、ということ、日本的文脈の中で考えてみなければならぬことがわかります。

以下、私の捉え方をご説明したいと思います。

(2) 「地域運営」と市町村合併

地域を運営するとは、どういうことか。私の考えでは、次の二つのことを主要要素としていると思います。

一つは、当該地域社会全体の集合的意思を決定し、地域社会としての進むべき方向を決定する作用であります。当該地域社会のフィジカルな構造(極めて多くの私有財産からなる)についての計画的規制や開発の方針を定めること(＝都市計画)もそれに含まれるし、どのような福祉サービスや教育サービスなどなど(＝公共サービス)が提供されるべきかを決定することも含まれます。

もう一つは、この決定に基づいて、実際にそれを執行すること、規制を実現し、また公共サービスを実際に組織し提供することなどです。

こうしたことを行うためには、少なくとも近代以降の社会においては、政治権力に裏打ちされた法制度による必要があると考えられます。地域に住んでいる人たち全体に共通する集合的意思決定をするということは、政治権力による強制を伴うのが普通です。また、みんなに共通して必要とされている公共サービスを実現するには、課税権を用いて財源を確保しなければならないでしょう。

そこで、身近な地域社会にも、こうした法制度的な裏付けを与えて、地域運営を可能にした仕組みこそ、近代地方自治制度であり、なかんずく市町村という制度的枠組みであったと思います。なかでも、

(1)社会の中で行為主体として登場できるための法人格、

(2)必要な財源を確保するための課税権、

(3)地域に必要な共通ルールをつくるための条例制定権、

といったものが本質的要素だと思います。

ところがそのうち、近代社会のダイナミックな発展の中で、公共サービスに求められる水準が高度化していき、これを市町村に担ってもらうためには、市町村の規模を大きくする必要が出てきて、市町村合併が行なわれるようになります。

しかしその結果、今日コミュニティと言われている身近な地域社会、これはかつて自立した市町村であったわけですが、この地域社会が、今や市町村合併によって地域運営のための制度的枠組みを失ってしまうわけです。

これでは地域住民は困りますね。ではどうするか？

(3) 地域運営の一類型としての都市内分権の位置付け

国際的に見ると基本的に二つの対応があったと思います。

一つは、先に三つあげました地域運営のための本質的条件、即ち法人格、課税権、条例制定権でありますが、これを市町村としての資格を失う地域社会に、合併後も保障するというやり方です。

それなら合併したことにならないじゃないかと思われるかもしれませんが、実際には諸外国にいろいろと例があります。「準自治体」などと言われますが、自治を多層化し複合自治体をつくるのです。合併で大規模化した市町村の内部に、もとの市町村であるコミュニティのエリアを準自治体として再び制度化してやるのです。イギリスのパリッシュはそういう仕組みでありますし、フィリピンのバランガイも同様です。ドイツには、各州の農村部にやはりこうした複合自治体の仕組みが広く展開しています。

しかしこのやり方は、たしかに、合併したことにならないじゃないかという印象を当然持たれるように、かなり分散的な仕組みです。

さきほど合併が行われた事情として、公共サービスに求められる質と量の高度化ということを申し上げましたが、実は都市自治体の合併にはもう一つの狙いがあったと思われます。合併のリズムにしても、都市の場合は、明治の大合併から昭和の大合併へ、というリズムではなく、大正期や戦時期に合併が行われたりしています。すなわち、近代市場経済の中でダイナミックに発展し膨張していく都市空間を効率的・一体的・合理的に管理し、都市間競争や国家間のグローバルな競争に勝っていく、という要請によって、合併が行われたのです。

この要請からすると、準自治体を都市自治体の内部につくるような仕組みは、やや分散的に過ぎるということになるでしょう。

そこで出てきたのが、都市内分権です。

さきほど指摘しました、市町村という地域運営の制度の三つの要素を思い出してください。この合併後の対応の特徴をこの三つに即して整理しましょう。

(1)コミュニティに、法人格は与えないが、行政組織の一機関として行為主体性を与えます。

(2)また、課税権は与えないが、住民代表的組織が自由に用途を決定できる交付金を措置するなどして、一定の財政的権能を与えます。

(3)さらに、条例制定権は与えないが、住民代表的組織に一定の権限(場合によっては行政を拘束する決定権)を与えます。

こういったふうに、やや薄められた自治をコミュニティに返却するところに、都市内分権の特徴があります。都市空間の一体的管理という要請とコミュニティの自治的地域運営の要請をバランスさせた仕組みと言えるでしょう。

こうした都市内分権の仕組みを、今や全国の都市自治体の半数が手がけています。そのことが2013年度の日本都市センターのアンケート調査で判明したのです。

そのことの意味を、もう少し日本の実態に分け入って明らかにしてみましょう。

2 国際比較の中の日本型都市内分権

(1) 地域運営の民間的ソリューションとしての自治会・町内会とその限界

以上において、合併によって市町村としての地位を奪われた身近な地域社会(コミュニティ)が、再び地域運営できる制度的な工夫として、準自治体制度と都市内分権制度があると説明し、そのそれぞれの特徴を説明しました。

しかし、実はもう一つのソリューションがあるのです。それは全く民間の力だけで地域運営を可能にするものです。

すなわち、日本では、近代以降何度も合併が行われているのに、これによって地域運営の制度的枠組みを失うこととなるコミュニティに対しては、ほとんど制度的手当が行なわれませんでした。

そこで、これでは困る住民は、民間の力だけで、地域運営を可能にする仕組みを作りました。

でも、世界的に見て政治権力と法制度の力なしには地域運営などできないと考えられているのに、日本ではどうして民間の力だけで地域運営が可能になるのでしょうか？

それは、日本に暮らす人なら誰でも知っているやり方です。すなわち、地域に住んでいる人全員を会員にする組織をつくることによってです。これが自治会・町内会にほかなりません。

さきほど、都市内分権制度についてやったように、市町村の三つの本質的特徴に即して、自治会・町内会がどのようにその特徴を代替しているかを見てみましょう。

(1)自治会・町内会には法人格はないわけですが、日本の判例法理等により、「権利能力のない社団」として、社会の中での行為主体性はある程度確保されました。

(2)自治会・町内会は民間組織ですから課税権はありませんが、会費を集めることで財政を構成し、地域のみんなのためのサービス、つまり公共サービスを組織できます。

(3)自治会・町内会は民間組織ですから条例制定権はありませんが、全員が会員なので、会の議決や規約が、会のルールであることを超えて「地域のルール」になります。

いいことづくめのようにですが、これが機能するためには、当該地域の全員が会員になってくれているということが前提となっていることを忘れてはいけません。これが民間組織の弱点です。

そして実際、高度成長期を通ずる日本社会の都市化によって、次第に自治会・町内会の加入率は低下していききました。

そうすると、即座に自治会・町内会による地域運営が破綻するわけではありませんが、いろいろな矛盾が次第に顕在化してきます。

会員でない人が出てくると、自治会・町内会の規約や議決の効力が及ばない人が地域の中に出てきて、「地域のルール」にならなくなります。ゴミステーションの管理などを想起すればよくわかるでしょう。

また、会員でない人は会費を払わないのに、自治会・町内会が提供している排除性のない公共サービスを享受できるので、受益と負担の関係について会員から不満が出てくることになります。自治会・町内会が管理している防犯灯をお考えください。非会員がその下を通るときだけ消灯するわけにはいかないのです。また、お祭りをお考えください。非会員の子がお菓子ちょうだいと言って手を差し出したときに、あなたは拒否できますか？

こうした矛盾と地域運営の困難に対処するには、民間的原理だけに任せず、コミュニティを再度法制度の中に取り込むことがその基本的着眼点になるはずです。すなわち都市内分権を試みるのです。本日はこのコミュニティ政策の歴史についてお話する余裕がありませんが、この政策傾向は特に1990年代以降強まっているとは言えます。そして今や、さきほどお話ししましたように、2013年度に日本都市センターが行った調査によると、全国の都市自治体の約半数が都市内分権的仕組みを試みている状況にあります。

(2) 都市内分権における「参加」と「協働」

このように日本の都市内分権は、一旦成立した、自治会・町内会による地域運営の民間的ソリューションが、都市化とともに弱体化していくことへの政策的対応として形成されていく、という独特なコースをたどってきています。

その基本的な内容は、民間地域組織による地域運営を全面的に代替する仕組みを作るというよりは、この民間地域組織の機能を補完しつつ、地域住民による地域運営をやりやすくするという性格のものです。したがって、都市内分権の住民代表組織には、むしろ自治会・町内会にも積極的に入ってもらい、中心的な役割を担ってもらいます。そのほか、地域の様々な組織、民生委員児童委員協議会、青少年関係の協議会、スポーツ推進委員の協議会、老人クラブ、子ども会、PTA、さらには地域で活動しているテーマ型の市民活動団体やNPOにも加わってもらって、住民代表組織を構成します。このような組織を、日本都市センターの研究会では、「協議会型住民自治組織」とよびました。

自治会・町内会は民間組織ですから、それによる地域運営においては、「会員」という概念が不可欠です。会員しかまちづくりの当事者にならないのです。そこを制度的に補完して、当該エリアに住んでいる人、あるいは場合によっては、そこに働く人、学ぶ人、活動する人も含めて、「当事者」にするのです。「会員」でなくても「当事者」にすることができるように、制度の力があります。

なぜこういう構成をとるのかというと、日本の現在の状況からして、こうしたコミュニティへの政策的働きかけにおいても、「協働」という政策理念が強く作用しているからです。

冒頭に、「地域運営」という概念を定義し、二つの要素を申し上げました。

一つは、当該地域の集合的意思決定をすることです。これになるべく民主的に行われなければいけないのは言うまでもありません。現在日本で取り組まれている都市内分権には、これに関連する性格が含まれています。大規模市町村体制のもとで、市町村の意思決定を、いつも首長と議会だけで行うのではなく、様々な市民の意見を聞く、さらには多様な各地域の声を聞くことを通じて、民主的なものにしていくことが、例えば各自治体の自治基本条例では謳われています。この理念は自治基本条例ではよく「参加」と呼ばれています。日本の現在の都市内分権は、各コミュニティの住民代表組織において地域の声が集められ、これが自治体行政に伝えられることによって、民主的な「参加」の装置となるのです。

しかし、地域運営にはもう一つ、この民主的に形成された方針に基づいて具体的に公共サービスを実行していく、という執行の局面がありました。そして、日本の都市内分権は、この役割をも地域社会に期待しています。この政策理念は、皆さんよくご存知のように、「協働」と呼ばれています。日本の都市内分権は「協働」の制度装置でもあります。

この「参加」と「協働」の二つの政策理念が車の両輪になっているのが、日本の都市内分権の特徴です。

これを、私が少なからず研究してきたドイツの都市内分権と比べると、ドイツの場合は、参加の機能しかない点で、日本の様相は非常に特徴的なものです。

このことから、現在の全国の都市自治体による都市内分権とコミュニティ政策の取り組みには、特徴的な様相が出てきており、また特徴的な制度的課題が出てきている、と思います。

(3) 日本都市センターの調査研究で明らかになった近年の日本の都市内分権の傾向

以上のように、「参加」と「協働」を車の両輪にしている日本の都市内分権においては、いくつかの制度的特徴ないし課題があります。

これを、本日のこの会のテーマに引きつけて整理するならば、二つのことが指摘できると思います。

(a) 条例制定などによる地域代表的性格の確保

一つは、都市内分権における住民代表組織、これを日本都市センターの研究に倣って「協議会型住民自治組織」といしましょう、この協議会型住民自治組織に、真に地域を代表しているという性格を付与する工夫が試みられているということです。

ドイツなどと違って、日本の都市内分権には、地方自治法上の地域自治区制度にしても、住民代表組織を選挙で選ぶという仕組みがありません。

しかし、市長や市議会といった制度上の代表的機関に対して地域の声を代弁していくという「参加」の機能をきちんと果たすことはもとより、さらには「協働」の活動においても、当該地域を代表している存在として活動できることが重要です。特に、多くの場合、協議会型住民自治組織は、自治体からある程度自由に使える交付金をもらっています。そのためには、真に地域を代表しているという性格付けが制度的にも担保されていなければならないでしょう。協議会型住民自治組織には、主要な参加組織として自治会・町内会も入っ

ているわけですが、加入率がかなり低下している場合には、そのことだけをもって協議会が真に地域の代表だとは主張できない場合も出てきます。

そこで、都市内分権の試みにおいて、かなりのケースで、根拠となる条例を制定することが行われています。2013年度日本都市センター調査では、都市内分権を行っている都市自治体、全体の半数と申し上げましたが、その中の16%は独自の条例を定めています。法律上の地域自治区制度を活用している自治体も含めると、およそ25%程度になります。少なからぬ都市自治体が、協議会に法律又は条例という公式の法令上の根拠を付与しているわけです。

4市の提言の中では、法律の根拠に基づいて、条例によってスーパーコミュニティ法人に地域代表性を付与すると構想されています。やはりこうした公式の法令の根拠の必要性は、日本都市センターの研究でも明らかになっているところといえるでしょう。

ついでに申しますと、4市のご提案では、法律では簡単に要件を書いて、地域代表性の認定は大幅に条例に委任してほしいということになっています。このやり方は実は自治体には経験があります。地区計画制度を運用するために自治体が独自にまちづくり条例を制定するときのやり方です。すなわち、地元が設立したまちづくり協議会を市長が地域住民の大多数を代表しているとして認定するという仕組みです。現在都市内分権のための条例をつくらしている自治体においても、ほぼこのような認定制度が組み込まれていると思います。

(b) 高い事業性を持つ活動部分を法人として切り出す動き

さてもう一つの論点です。

日本の都市内分権においては、「協働」の制度装置として、協議会型住民自治組織には場合によっては高い事業性が求められます。

制度がそれを要求しているというより、地域社会を取り巻く厳しい環境がそれを要求しているのです。まさに、少子高齢化・人口減少のインパクトに、様々な事業を持って立ち向かう必要に、今の日本の多くの地域社会は直面しています。

地域課題解決の重要な手法としてコミュニティ・ビジネスが提唱されているのもその表れです。

2014年度の日本都市センター研究会では、現地調査を中心に調査活動を行いました。そこでも、協議会型住民自治組織の中に、高い事業性をもつ活動を行っているものがあり、その必要から、その部分を法人を設立して担わせるということをやっていました。私自身の独自の調査でも、そうした法人化は多く見られ、今や普通のことといえるでしょう。

コミュニティバスの運行、発電事業、福祉的施設の運営、コミュニティ・カフェなどの交流拠点の運営、集落営農などなどの取り組みにおいては、コミュニティがその事業を法人として切り出し、法人組織によって運営するという体制を作らなければ、不便で仕方ありません。

地域課題が厳しくなれば、同じ地域で、複数のこうした法人があるという場合も目にしています。

そうすると、4市が提案されている「スーパーコミュニティ法人」が視野に入ってきます。

協議会型住民自治組織がいわば戦略本部として統括しながら、地域内でいくつかの事業が行われ、そのうちのいくつかが法人である、といった場合には、むしろ協議会型住民自治組織そのものを、地域代表的性格を持ったまま事業法人とすることができるような仕組みがあると便利です。

実際、2014年度日本都市センターの現地調査の限りでも、鶴ヶ島市の鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会と大阪市鶴見区の緑地域活動協議会という二つの事例で、協議会型住民自治組織そのものの法人化の例が見られました。

しかし、これらの法人は、一番多いのはNPO法人ですが、いずれも私法人です。NPO法人はいくつかこの種の地域活動には使いづらいところがありますが、それ以外に、地域代表性を表現しにくいといことがあるでしょう。今のところ他にないから現行の法人制度をなんとか使っているというのが現状なのです。

地域丸ごと法人化する「スーパーコミュニティ法人」にはびっくりされた都市自治体の方々も、実は足元を見ると、コミュニティが事業を行う際に使いやすい法人制度が必要とされる事例がすでにあるのではないのでしょうか。

本日は、国のいろいろな省庁の方々も来ていただいております、大変ありがたいことと思っております。国におかれても、現在の地域コミュニティの困難な状況と、その中でも頑張っておられる地域活動者の姿に鑑み、新しい法人制度をご検討いただければ幸いです。

3 コミュニティそのものを法人化することの意義

以上申し上げたことをまとめて振り返って、最後に、法人化の意義について、私の考えを申し上げたいと思います。

都市内分権における住民代表組織を法人化するという話に、現在のところはあまり現実味を感じないという自治体関係者もおられるかと想像しております。その中で、伊賀市、名張市、朝来市、雲南市の4市が提起された小規模多機能自治を実現するための「スーパーコミュニティ法人」という構想の持つ意味を、私なりに考えてみるということでもあります。

2013年度の日本都市センターのアンケート調査では、都市内分権制度を試みている都市自治体は全体の半数程度であると申しました。

これは私の予想を上回って多く、都市内分権の浸透を喜んだものでありましたが、しかし逆の見方をすると、半数程度の都市はまだ都市内分権をやっていないわけです。

全国の都市自治体を見渡しますと、比較的財政が豊かで、行政サービスが充実しているので、地域コミュニティには今後も安定した持続可能な機能を果たしてもらおうというのがコミュニティ政策の基本である、といった都市自治体もあります。こうしたところでは、都市内分権のような仕組みづくりよりは、より直接に自治会・町内会に働きかけ、自治会・町内会の加入率低下をくい止め、また自治会・町内会の活動がこれからの時代にマッチしたものになるように、例えば自治会・町内会を対象とした協働提案事業制度などを試みていく、といった政策が重要になるでしょう。これを第一の類型としましょう。

これに対して、第二の類型として、多くの都市自治体は、もう少し厳しい状況に置かれているでしょう。こうした自治体では、都市内分権制度を整備し、地域コミュニティの住民のみんなを当事者にしつつ、人材を発掘し、地域が必要としている新しい課題解決活動に「協働」型で取り組む、といったコミュニティ政策を推進していかなければなりません。こうした都市自治体では、すでにいくつかの先進的なコミュニティにおいて、その取り組んでいる事業を法人として切り出している事例も存在するでしょう。そうした地域が使いやすい地域法人を設計する必要があると思います。

さらに第三の類型として、もっと厳しい状況に置かれた自治体では、地域コミュニティがたくさんの事業性の高い取り組みを行う必要があり、これらを束ね、なおかつそれが私的な利益目的ではなく、地域全体のためであることを保障できるような、「スーパーコミュニティ法人」が必要とされるでしょう。

少子高齢化、人口減少という、ある意味で国が成熟化しているこの日本では、世界的に見ても新しいチャレンジが行われています。都市自治体全体としては、第一から第二、第二から第三の類型への遷移が広範に生じていると思われます。

こうした観点からすると、「スーパーコミュニティ法人」構想は、全国民的課題だと言えると思います。

たしかに、歴史的には、都市自治体においては、都市空間の合理的効率的な一体的管理を可能にするために、内部に準自治体をつくる制度よりは、都市内分権制度が好まれたと思うのですが、膨張した都市を含む社会全体が、成熟化によって変容してきており、都市自治体の内部に法人化されたコミュニティを含むような仕組みが求められる歴史的局面に私たちはさしかかっているのではないのでしょうか。

本日のお話ではイギリスのパリッシュについてふれました。実はパリッシュは、準自治体として、主として農村部で展開している仕組みであり、そもそも都市の中の都市というべきロンドンではパリッシュを設立することは禁止されていました。ところが2007年の法改正で、ロンドンにもパリッシュを設立することが認められ、実際現在一つ設立されています。日本都市センターでは海外調査として2014年9月にここを訪問してきましたが、パリッシュは準自治体で課税権を持っている点において、「スーパーコミュニティ法人」とは異なりますが、それでも訪問したQueen's Park Community Councilの方々は、課税による収入にも期待しながらも、独自の地域力による事業展開の必要性についても語っていたのが印象的でありました。

イギリスにおいても、日本ほどではないが、やはり都市の内部にやや分散的な地域法人の仕組みを導入することが試みられているのです。

ご参集された自治体の方々には、このネットワーク会議を、このような成熟化した日本社会における普遍的に必要な仕組みを議論する場として今後とも活用していただきたいと思います。

また国の関係者の方々におかれましても、日本社会の地域コミュニティの担う課題の歴史的変化に敏感に対応していただくことをお願いしまして、私の報告を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

Ⅲ 「自治体における協議会型住民自治組織の現状」

調査集計結果一覧

- 1 回答市町村一覧
- 2 調査集計結果まとめ
- 3 調査集計結果まとめ（協議会型住民自治組織またはコミュニティ集会施設のある自治体の回答）
- 4 市町村コミュニティ政策担当部署・問合せ窓口リスト

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査／回答市町村一覧



地区名	市町村名
横浜地区	横浜市
川崎地区	川崎市
横須賀三浦地区	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地区	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地区	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地区	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

◆調査に回答いただいた市町村：29 自治体（県内の市町村数：33）◆

- ：そのうち、Q7 において協議会型住民自治組織が「ある」と回答した市町村 →14 自治体
：「ない」と回答した市町村 →15 自治体

地図は神奈川県ホームページ「神奈川県内の市町村地図」を使用した。調査結果に基づき、市町村名を枠で囲む、あるいは線を引く加工については財団で行った。地図ページ URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530001/p780102.html>

調査集計結果まとめ 1／3

カテゴリー	調査項目	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)	1(2,881)	1(650)	1(595)	1(365)	1(231)	1(184)	1(478)	1(254)	1(135)	1(35)	1(56)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)	3(251)	3(22)	3(22)	3(26)	2()	3(5)	2(14)	3(26)	3(12)	2(30)	3(3)
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】	2／3	2／6	6／6	2／4	2／3	2／6	2／5	2／3	2／4	2／3	2／4
	Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】	76.1％／ 2014 年 4 月	64.5％／ 2014 年 4 月	56.7％／ 2014 年 4 月	85.5％／ 2014 年 4 月	75.7％／ 2014 年 4 月	83.2％／ 2014 年 6 月	77.6％／ 2013 年 9 月	78.6％／ 2014 年 4 月	79.22％／ 2014 年 4 月	70.6％／ 2014 年 7 月	93.9％／ 2014 年 6 月
	(SQ1) 個別の組織の加入率で、最も高いものと低いもの →【最高／最低】								100％／40%		89.9％／48.0%	
一括交付金制度等の法人・コミュニティセンター	Q4. 使途を定めず助成金等を交付する一括交付金制度の導入	導入なし	導入なし	導入なし	導入なし	その他(調査票)	その他(連合会組織のみ)	地縁型のみ導入	導入なし	導入なし	導入なし	導入なし
	(SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ					5		5				
	(SQ2) 協議会型住民自治組織に一括交付金制度を導入したことによるメリット											
	(SQ3) 一括交付金制度についての課題							6				
	(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由	7		1	1,7				1,3,6,7	2	1	5
	Q5. 貴自治体に事務所を置く NPO の数	1,391	347	206	134	98	123	188	78	65	41	25
Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備	整備している	整備している	整備している	整備している	整備している	整備している	整備している	整備している	整備していない	整備している	整備している	整備していない
カテゴリー	調査項目	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ない
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格	3,6	2	3	2	4	4	3	4,5	4(現在モデル事業)	3	—
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的	2,3	2	2	1,2	2	2,5	3,6	1～3	1～3	2	—
	(SQ1) 目的の達成度	8	3	3	2	6	6	3	4	6	6	—
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)											—
	(SQ3) 住民側のメリット	1～4	4,6	4,6	4	4	2,5,7	4,6	1,3,4	4,6	2	—
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ	1,2					4				3	—
	Q10. 協議会型住民自治組織の設立状況と団体数 →【設立状況／団体数】	5／	1／7	1／22	3／	2／	2／1	1／13	3／	3／9	3／1	—
	Q11. 協議会型住民自治組織が設立された時期 →【初めて／最後】	2009/	2006/2006	2010/2010	2011/	2010/2014	2012／	1997/2013	2009／	2013／	2014／	—
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限	5	6	5	1,3	5	5	6	5	6(制度検討中)	3	—
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称	泉区地域協議会、 地区経営委員会	〇区区民会議	地区まちづくり会議	地域運営協議会	地域自治推進事業	なし	郷土づくり推進会議	なし	まちぢから協議会	住民自治協議会	—
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位	4	4	4	4	1	4	4		4(地区自治会連合会)	1	—
	Q15. 参画すべきものとして制度上想定している地域の諸団体または個人	1～16	17	1,4,5,17	1,4,5,13, 15,17	1～6,8～15,17	全て	1,2,4,5,9,10, 14,15,17	1～16	1～5,10,11,13 17(公募市民)	1～3,5,6,9,10, 12～17	—
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人	1～6,9,10, 12～15	1～5,8,10,11, 13～17	1,4～6,8～17	1,3～6,12～15,17	1,3～6,8～13	1,2,4,5,9,10, 14,15,17	1,2,4,5,9,10, 14,15,17	1,3～13,16	1～5,10,1317(地域集会 施設管理運営委員会)	1,5,9,10,12～17	—
	Q17. 活動テーマ	1～3,9,11,13,14	2,9～11,13, 15,18,22	22	2,7,9～11,13,17	2,7,8～12	2,9,14,17	1～3	1,2,6～16,18,19	22(特定なく、地域課題 に関すること)	1,2,8～12	—
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの)	4	8	8	4	4	4	8	4	4	4	—
	(SQ1) 助成金の対象となる事業	14			4～8,10～12,14	14	13		4,6～11,13,14	14(協議会の運営費用)	5～9	—
	(SQ2) 管理を委託している公的施設											—
	(SQ3) 委託している事務											—
	(SQ4) 実施している独自事業								1,6			—
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感じるもの)	1,2,5,6→6	1,2,8→8	4	1,2,5→5	6	1,2→2	1,2→2	1～6→4	1～3,6→1	1,2	—
Q20. 協働・連携事業の実施について											(本文参照)	
Q21. 地域コミュニティ施策について							(本文参照)	(本文参照)	(本文参照)		(本文参照)	

調査集計結果まとめ 2／3

カテゴリー	調査項目	秦野市	厚木市	大和市		海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)	1(242)	1(219)	1(164)		1(59)	1(192)	1(34)	1(14)	1(28)	1(23)	1(24)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)	3(8)	3(15)	5(12)		3(5)	3(13)	5(-)	1(-)	1(-)	1()	1(-)
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】	2／4	2／4	2／3		2／4	1／2	2／	3／6	1／6(全体)	6／6	2／6(全体)
	Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】	65.08％／ 2014 年 4 月	68.3％／ 2014 年 5 月	69.09％／ 2014 年 10 月		74％／ 2014 年 4 月	53.9％／ 2014 年 12 月	75.2％／ 2014 年 10 月	77％／ 2015 年 1 月		74.2％／ 2014 年 7 月	94.9％ 2012 年
	(SQ1) 個別の組織の加入率で、最も高いものと低いもの →【最高／最低】					100％／33.5%		92.5％／71.1%				
一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター	Q4. 用途を定めず助成金等を交付する一括交付金制度の導入	6(自治会活動全般に対する交付金)	地縁型のみ導入	導入なし		導入なし	地縁型のみ導入	地縁型のみ導入	導入なし	導入なし	導入なし	地縁型のみ導入
	(SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ						5	5				5(不明)
	(SQ2) 協議会型住民自治組織に一括交付金制度を導入したことによるメリット											
	(SQ3) 一括交付金制度についての課題		6				1	1,2				6
	(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由			7		1,6			1	1	7	
	Q5. 貴自治体に事務所を置くNPO の数	40	87	68		36	32		15	不明	8	18
カテゴリー	調査項目	秦野市	厚木市	大和市		海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無	ある	ない	ない		ある	ある	ない	ない	ある	ない	ない
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格	4	—	—		6	3	—	—	5	—	—
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的	6	—	—		1,3	1,2	—	—	1	—	—
	(SQ1) 目的の達成度	3	—	—		3	2	—	—	3	—	—
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)		—	—				—	—	まちづくり活動の拠点作り	—	—
	(SQ3) 住民側のメリット	1,4,6	—	—		3～5	1,4,6	—	—	1,2,4	—	—
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ		—	—				—	—	1,3	—	—
	Q10. 協議会型住民自治組織の設立状況と団体数 →【設立状況／団体数】	1／62	—	—		1／1	1／10	—	—	4／1	—	—
	Q11. 協議会型住民自治組織が設立された時期 →【初めて／最後】	2001/2014	—	—		1972/1972	1967/1988	—	—	2004／	—	—
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限	5	—	—		1	3	—	—	5	—	—
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称	はだの市民活動団体連絡協議会	—	—			青少年健全育成連絡協議会	—	—	葉山まちづくり協会	—	—
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位	4	—	—		4	2	—	—	4	—	—
	Q15. 参画すべきものとして制度上想定している地域の諸団体または個人	2,3,11	—	—		1	1,4,8～10, 12,13	—	—	1～3,10, 13～16	—	—
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人	2,3,11	—	—		1	1,4,8～10, 12,13	—	—	1～3,10,13	—	—
	Q17. 活動テーマ	2,7,8～12, 14,15,20	—	—		2,3,17	7,9,10, 12～14,18	—	—	2,7,8,15,19	—	—
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの)	6	—	—		6	2,4	—	—	1,2,6,7→6	—	—
	(SQ1) 助成金の対象となる事業	2	—	—			4,7,9,11	—	—		—	—
	(SQ2) 管理を委託している公的施設		—	—				—	—		—	—
	(SQ3) 委託している事務		—	—		1,2		—	—	5(活動拠点管理等)	—	—
	(SQ4) 実施している独自事業		—	—			1	—	—	1	—	—
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感じるもの)	2	—	—		1,4,6	1,2	—	—	3	—	—
	Q20. 協働・連携事業の実施について		(本文参照)	(本文参照)			(本文参照)	(本文参照)	(本文参照)		(本文参照)	(本文参照)
	Q21. 地域コミュニティ施策について						(本文参照)	(本文参照)				—

調査集計結果まとめ 3/3

[illegible]

調査集計結果まとめ【協議会型住民自治組織（Q7）または コミュニティ集会施設（Q6）のある自治体の回答】1／4

カテゴリー	調査項目		横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)		1(2,881)	1(650)	1(595)	1(365)	1(231)	1(184)	1(478)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)		3(251)	3(22)	3(22)	3(26)	2()	3(5)	2(14)
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】		2／3	2／6	6／6	2／4	2／3	2／6	2／5
	Q3. 組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】		76.1% 2014 年 4 月	64.5% 2014 年 4 月	56.7% 2014 年 4 月	85.5% 2014 年 4 月	75.7% 2014 年 4 月	83.2% 2014 年 6 月	77.6% 2013 年 9 月
	(SQ1) 組織の加入率の最も高いものと最も低いもの →【最も高いもの／最も低いもの】								
一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター	Q4. 使途を定めない一括交付金制度の導入 (SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ		導入なし	導入なし	導入なし	導入なし	6(本文参照) 5(本文参照)	6(本文参照)	地縁型のみ導入 5
	(SQ2) 協議会型に一括交付金制度を導入したメリット (SQ3) 一括交付金制度についての課題 (SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由				1	1(地縁型),7(協議会型) 本文参照			6
	Q5. 貴自治体に事務所を置くNPO の数		1,391	347	206	134	98	123	188
	Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備	名称	①地区センター ②コミュニティハウス	①教育文化会館・市民館・分館 ②子ども文化センター(児童館)	①公民館 ②児童館・こどもセンター	コミュニティセンター	公民館	①生涯学習センター ②子ども会館	①市民センター、公民館 ②地域市民の家
		区域	①日常利用圏(半径1～1.5 キロ) ②中学校区ごと	①各区に地区館1(計7館)、5区には補完的に分館(計6分館) ②概ね中学校区ごと(計58館)	①全域(計32館) ②全域(計22館・計24館)	行政センター管区	25	任意の範囲ごと	①自治会・町内会の単位を基本(13 地区) ②小学校区41箇所
		体制	指定管理者	①行政 ②指定管理者	行政	行政	行政	行政	①行政 ②管理運営委員会
		・名 称 ・メンバー ・開催頻度	—	—	—	—	—	—	運営委員会連絡協議会 総会→年1回 運営委員会→頻回
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無		ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格 1 地方自治法 2 条例 3 要綱 4 総合計画等 5 予算措置 6 文書なし		3,6	2	3	2	4	4	3
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的 1 地縁型組織の活動を補完し、地域の活性化 2 住民自らが解決する活動を活発にする 3 多様な意見を集約し、市町村政に反映させる 4 合併を契機として住民自治を回復するため 5 住民等から地域活動を活発化したいという要望 6 その他〔 〕		2,3	2 【条例記載の目的】 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため。	2	1,2	2	2,5	3,6 地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進するため (+本文参照)
	(SQ1) 目的の達成度		8	3	3	2	6	6	3
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)			(本文参照)		(本文参照)			
	(SQ3) 住民側のメリット		1～4 自治会未加入者	4,6	4,6	4	4	2,5,7 社協、福祉施設、学校、病院、商店会等	4,6
	(SQ4) 非会員とのつながりがができるきっかけ		1,2					4	
	Q10. 組織の設立状況と団体数 →【状況／団体数】		5／—	1／7	1／22	3／—	2／—	2／1	1／13
	Q11. 組織が設立された時期 →【初めて／最後】		2009／—	2006／2006	2010／2010	2011／—	2010／2014	2012／—	1997／2013
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限 1 意見を集約して自治体に政策を提案する権限 2 自治体の予算を提案する権限 3 自治体から交付された助成金等の使途の決定権 4 公共的サービスの実施に関する決定権 5 特定の権限は付与していない 6 その他		5	6 参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議する権限	5	1,3		5	6 (Q9 自由記述欄 所掌事務参照)
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称		泉区地域協議会、地区経営委員会	〇〇区区民会議	地区まちづくり会議	地域運営協議会	地域自治推進事業	「地域会議」	郷土づくり推進会議
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位 1 小学校区程度 2 中学校区程度 3 (平成の合併時の)旧市町村単位 4 その他		4 行政区域及び地区連合町内会程度	4 行政区(7 区)	4 自治体のまちづくり区域	4 支所の所管エリア	1	4 行政区単位	4 自治会・町内会を単位とした13地区
	Q15. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人		1～16	17(本文参照)	1,4,5,17(公民館)	1,4,5,13,15,17(観光協会)	1～6,8～15,17	全て	1,2,4,5,9,10,14,15,17(公募委員)
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人		1～6,9,10,12～15(子育て支援、高齢者支援)	1～5,8,10,11,13～17 (歴史ガイド、芸術文化の振興)	1,4～6,8～17(公民館)	1,3～6,12～15,17(観光協会)	1,3～6,8～13(福祉等)	1,2,4,5,9,10,14,15,17 (市民活動中間支援NPO／大学、観光協会、防犯協会、障害者福祉施設)	1,2,4,5,9,10,14,15,17(地区内大学等、公募委員)
	Q17. 活動テーマ		1～3,9,11,13,14	2,9～11,13,15,18,22(本文参照)	22(各地区・年度により異なる)	2,7,9～11,13,17	2,7,8～12	2,9,14,17	1～3
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの) 1 個人の会費 2 構成団体の分担金 3 寄付金 4 自治体からの助成金等 5 委託等の収入 6 事務委託収入 7 独自事業からの収入 8 その他		2,4→4	8(なし※) ※区民会議開催経費として行政側の事務局運営経費や委員報酬	8	2～4→4	2,4→4	2～4→4	8 ・会議の運営経費は市・事業経費は事務局が予算要求
	(SQ1) 助成金の対象となる事業		14 地域課題解決の取組			4～8,10～12,14 組織運営に係る経費に対するの交付金	14 協議会の場の設立、運営	13	
	(SQ2) 管理を委託している公的施設								
	(SQ3) 委託している事務								
	(SQ4) 実施している独自事業								
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感じるもの) 1 担い手が固定 2 担い手が不足 3 活動資金が不足 4 団体間の調整が困難 5 活動の進み具合の差が大 6 事務局機能が弱い 7 特に課題はない 8 その他		1,2,5,6→6	1,2,8→8	4	1,2,5→5	6	1,2→2	1,2→2
	Q20. 協働・連携事業の実施について								
	Q21. 地域コミュニティ施策について								(本文参照)

調査集計結果まとめ【協議会型住民自治組織（Q7）または コミュニティ集会施設（Q6）のある自治体の回答】2／4

カテゴリー	調査項目		小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	秦野市	厚木市	大和市	
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)		1(254)	1(135)	1(35)	1(242)	1(219)	1(164) 連合会組織 12 を含む	
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)		3(26)	3(12)	2(30)	3(8)	3(15)	5(12) 一部地区で連合組織がある	
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】		2／3	2／4	2／3	2／4	2／4	2／3	
	Q3. 組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】		78.6% 2014 年 4 月	79.22% 2014 年 4 月	70.6% 2014 年 7 月	65.08% 2014 年 4 月	68.3% 2014 年 5 月	69.09% 2014 年 10 月	
	(SQ1) 組織の加入率の最も高いものと最も低いもの →【最も高いもの／最も低いもの】		100%／40%		89.9%／48.0%				
一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター	Q4. 用途を定めない一括交付金制度の導入 (SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ		導入なし	導入なし	導入なし	6(自治会活動全般に対する交付金)	地縁型のみ導入	導入なし	
	(SQ2) 協議会型に一括交付金制度を導入したメリット								
	(SQ3) 一括交付金制度についての課題						6		
	(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由		1,3,6,7(検討事項)	2	1			7	
	Q5. 貴自治体に事務所を置く NPO の数		78	65	41	40	87	68	
	Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備	名称		地域集会施設 (コミュニティセンター)	コミュニティセンター	公民館、児童館、老人いこいの家等	公民館	①生涯学習センター(5 館) ②児童館・コミュニティセンター(19 館)	
		区域		地区自治会連合会区域(12 地区)			市内 15 地区	①市北部(2 館)、中部(1 館)、南部(2 館) ②概ね小学校区ごと	
		体制		管理運営委員会	行政	行政	行政	①直営 ②管理運営委員会	
		・名 称 ・メンバー ・開催頻度	—	「コミュニティセンター管理運営委員会」 ・自治会、青少年団体、福祉団体、スポーツ団体等の代表者 ・1～2 ヶ月に 1 回		—	—	「〇〇会館管理運営委員会」 ・自治会長等 ・総会年 1 回、部会年 6 回、役員会月 1 回等	
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無		ある	ある	ある	ある	ない	ない	
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格 1 地方自治法 2 条例 3 要綱 4 総合計画等 5 予算措置 6 文書なし		4,5	4 総合計画に位置づけ、現在モデル事業として実施	3	4 規約を定めている	—	—	
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的 1 地縁型組織の活動を補完し、地域の活性化 2 住民自らが解決する活動を発効にする 3 多様な意見を集約し、市町村政に反映させる 4 合併を契機として住民自治を回復するため 5 住民等から地域活動を発効にしたいという要望 6 その他[]		1～3	1～3	2	6 (本文参照)	—	—	
	(SQ1) 目的の達成度		4	6	6	3	—	—	
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)		組織が設立されていない地区があり、設立された地区でも団体数が少なくあまり活動が伴わないところが見られる			(本文参照)	—	—	
	(SQ3) 住民側のメリット		1,3,4	4,6	2(学校、テーマ型団体等)	1,4,6	—	—	
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ				3		—	—	
	Q10. 組織の設立状況と団体数 →【状況／団体数】		3／—	3／9(うち 2 団体は設立に向けた準備会)	3／1	1／62	—	—	
	Q11. 組織が設立された時期 →【初めて／最後】		2009／—	2013／—	2014／—	2001／2014	—	—	
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限 1 意見を集約して自治体に政策を提案する権限 2 自治体の予算を提案する権限 3 自治体から交付された助成金等の用途の決定権 4 公共的サービスの実施に関する決定権 5 特定の権限は付与していない 6 その他		5	6 現在は特定の権限は付与していませんが、1、2の権限を盛り込むような制度を検討中	3	5	—	—	
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称		「地域コミュニティ組織」	(仮称)まちぢから協議会	住民自治協議会	はだの市民活動団体連絡協議会	—	—	
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位 1 小学校区程度 2 中学校区程度 3 (平成の合併時の)旧市町村単位 4 その他		1	4 地区自治会連合会の区域	1	4 各市民活動団体の活動範囲	—	—	
	Q15. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人		1～16	1～5,10,11,13, 17(公募市民)	1～3,5,6,9,10, 12～17(避難所運営委員会)	2,3,11	—	—	
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人		1,3～13,16	1～5,10,13,17(地域集会施設管理運営委員会、防災・環境関係委員など)	1,5,9,10,12～17(避難所運営委員会)	2,3,11	—	—	
	Q17. 活動テーマ		1,2,6～16,18,19	22(特定のテーマはなく、地域課題に関すること)	1,2,8～12	2,7,8～12, 14,15,20	—	—	
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの) 1 個人の会費 2 構成団体の分担金 3 寄付金 4 自治体からの助成金等 5 委託等の収入 6 事務委託収入 7 独自事業からの収入 8 その他		1,2,4,7→4	4	4	1,3,4,6,7→6	—	—	
	(SQ1) 助成金の対象となる事業		4,6～11,13,14	14(協議会の運営に要する費用)	5～9	2	—	—	
	(SQ2) 管理を委託している公的施設						—	—	
	(SQ3) 委託している事務						—	—	
	(SQ4) 実施している独自事業		1,6				—	—	
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの) 1 担い手が固定 2 担い手が不足 3 活動資金が不足 4 団体間の調整が困難 5 活動の進み具合の差が大 6 事務局機能が弱い 7 特に課題はない 8 その他		1～6→4	1～3,6→1	1,2	2	—	—	
	Q20. 協働・連携事業の実施について						(本文参照)	(本文参照)	
	Q21. 地域コミュニティ施策について		(本文参照)	(本文参照)					

調査集計結果まとめ【協議会型住民自治組織（Q7）または コミュニティ集会施設（Q6）のある自治体の回答】3／4

カテゴリー	調査項目		海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町	
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)		1(59)	1(192)	1(34)	1(14)	1(28)	1(23)	
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)		3(5)	3(13)	5()	1()	1(-)	1()	
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】		2／4	1／2	2／	3／6	1／6(全体)	6／6	
	Q3. 組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】		74% 2014 年 4 月	53.9% 2014 年 12 月	75.2% 2014 年 10 月	77% 2015 年 1 月		74.2% 2014 年 7 月	
	(SQ1) 組織の加入率の最も高いものと最も低いもの →【最も高いもの／最も低いもの】		100%／33.5%		92.5%／71.1%				
一括交付金制度による法人・コミュニティセンター	Q4. 用途を定めない一括交付金制度の導入 (SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ		導入なし	地縁型のみ導入 5(自治会の提案)	地縁型のみ導入 5(市の施策として)	導入なし	導入なし	導入なし	
	(SQ2) 協議会型に一括交付金制度を導入したメリット								
	(SQ3) 一括交付金制度についての課題			1	1,2				
	(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由		1,6			1	1	7	
	Q5. 貴自治体に事務所を置くNPOの数		36	32		15	不明	8	
	Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備	名称	①コミュニティセンター（10館） ②文化センター(2館)	コミュニティセンター	中部公民館 コミュニティセンター（福沢／岡本）	中央公民館 地区センター(5館) 会館・児童館(5館)		①地域集会所 ②町民センター（十分室）、福祉文化会館(2館)	
		区域	小学校区ごと（全13区）	地区の事情に応じて適宜	区域を決めていない	小学校区を基本とした地域ごと		①12箇所 ②町内の南部・中部・北部	
		体制	管理運営委員会	管理運営委員会	行政	行政		①管理運営委員会 ②行政	
		・名 称 ・メンバー ・開催頻度	「海老名市立コミュニティセンター(文化センター)管理委員会」 ・自治会及び各種団体代表 ・おおよそ2か月に1回	「コミュニティセンター管理運営委員会」 ・自治会役員等 ・各委員会による	—	—		「寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会」 ・選出された運営委員長 ・年に1～2回	
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無		ある	ある	ない	ない	ある	ない	
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格 1 地方自治法 2 条例 3 要綱 4 総合計画等 5 予算措置 6 文書なし		6	3 (本文参照)	—	—	5 (事務委託費としての 予算計上)	—	
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的 1 地縁型組織の活動を補完し、地域の活性化 2 住民自らが解決する活動を活発にする 3 多様な意見を集約し、市町村政に反映させる 4 合併を契機として住民自治を回復するため 5 住民等から地域活動を活発にしたいという要望 6 その他[]		1,3	1,2	—	—	1	—	
	(SQ1) 目的の達成度		3	2	—	—	3	—	
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)		(本文参照)		—	—	(本文参照)	—	
	(SQ3) 住民側のメリット		3～5	1,4,6	—	—	1,2(中学校),4	—	
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ				—	—	1,3	—	
	Q10. 組織の設立状況と団体数 →【状況／団体数】		1／1	1／10	—	—	4／1	—	
	Q11. 組織が設立された時期 →【初めて／最後】		1972／1972	1967／1988	—	—	2004／—	—	
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限 1 意見を集約して自治体に政策を提案する権限 2 自治体の予算を提案する権限 3 自治体から交付された助成金等の用途の決定権 4 公共的サービスの実施に関する決定権 5 特定の権限は付与していない 6 その他		1	3	—	—	5	—	
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称		海老名市自治会 連絡協議会	青少年健全育成 連絡協議会	—	—	葉山まちづくり協会	—	
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位 1 小学校区程度 2 中学校区程度 3 (平成の合併時の)旧市町村単位 4 その他		4(市全体)	2	—	—	4	—	
	Q15. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人		1	1,4,8～10, 12,13	—	—	1～3,10, 13～16	—	
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人		1	1,4,8～10, 12,13	—	—	1～3,10,13	—	
	Q17. 活動テーマ		2,3,17	7,9,10, 12～14,18	—	—	2,7,8,15,19	—	
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの) 1 個人の会費 2 構成団体の分担金 3 寄付金 4 自治体からの助成金等 5 委託等の収入 6 事務委託収入 7 独自事業からの収入 8 その他		6	2,4	—	—	1,2,6,7→6	—	
	(SQ1) 助成金の対象となる事業			4,7,9,11	—	—		—	
	(SQ2) 管理を委託している公的施設				—	—		—	
	(SQ3) 委託している事務		1,2		—	—	5(本文参照)	—	
	(SQ4) 実施している独自事業			1	—	—	1	—	
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの) 1 担い手が固定 2 担い手が不足 3 活動資金が不足 4 団体間の調整が困難 5 活動の進み具合の差が大 6 事務局機能が弱い 7 特に課題はない 8 その他		1,4,6	1,2	—	—	3	—	
	Q20. 協働・連携事業の実施について			(本文参照)	(本文参照)	(本文参照)		(本文参照)	
	Q21. 地域コミュニティ施策について			(本文参照)	(本文参照)				

調査集計結果まとめ【協議会型住民自治組織（Q7）または コミュニティ集会施設（Q6）のある自治体の回答】4／4

カテゴリー	調査項目		中井町	大井町	開成町	湯河原町	愛川町
地縁住民自治組織	Q1. 自治会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)		1(27)	1(19)	1(13)	1(11)	1(21)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)		1()	3(3)	4() 自治会長連絡協議会が存在するが“自治会”の連合組織はないと考える	1(1)	5 各自治会の長で構成される団体がある
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置範囲 →【地縁型住民自治組織／連合会組織】		2／6	1／3	1／	6／6	2／6 (町丁目程度で構成される自治会の総体となっている)
	Q3. 組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率／調査時期】		76.6％ 2014 年 4 月	82.87％ 2014 年 4 月	79.3％ 2014 年 4 月	76.17％ 2014 年 1 月	63.9％ 2014 年 4 月
	(SQ1) 組織の加入率の最も高いものと最も低いもの →【最も高いもの／最も低いもの】			98.21％／74.36％	94％／74.6％	95.93％／42.15％	85.8％／32.2％
一括交付金制度・NPO法人・コミュニティセンター	Q4. 用途を定めない一括交付金制度の導入		地縁型のみ導入	その他	地縁型のみ導入	地縁型のみ導入	地縁型のみ導入
	(SQ1) 一括交付金制度の導入するきっかけ		5		1 自治会の要望を受けて町が制度化(従来、複数あった助成金を一括化)	5	3
	(SQ2) 協議会型に一括交付金制度を導入したメリット						
	(SQ3) 一括交付金制度についての課題		6		1,5	1	1,3
	(SQ4) 一括交付金制度を導入していない理由						
	Q5. 貴自治体に事務所を置くNPOの数		1	2		7	10
	Q6. 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会施設の整備	名称	公民館(1) 児童館(4) コミュニティセンター(1)	—	自治会館、公民館、公会堂、老人憩いの家など(計12施設)	福祉会館(各地区)	①サポートセンター ②公民館(3) ③児童館(18)
		区域	その他	自治会ごと	各地区・自治会単位(12施設)	その他 9箇所(2区は未整備)	
		体制	行政	各自治会	自治会が指定管理者	行政	①管理運営委員会 ②行政 ③自治会の指定管理
		・名 称 ・メンバー ・開催頻度	—	—	—	—	—
協議会型住民自治組織	Q7. 協議会型住民自治組織の有無		ない	ない	ない	ない	ない
	Q8. 協議会型住民自治組織の法的性格 1 地方自治法 2 条例 3 要綱 4 総合計画等 5 予算措置 6 文書なし		—	—	—	—	—
	Q9. 協議会型住民自治組織の設立目的 1 地縁型組織の活動を補完し、地域の活性化 2 住民自らが解決する活動を活発にする 3 多様な意見を集約し、市町村政に反映させる 4 合併を契機として住民自治を回復するため 5 住民等から地域活動を活発にしたいという要望 6 その他[]		—	—	—	—	—
	(SQ1) 目的の達成度		—	—	—	—	—
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)		—	—	—	—	—
	(SQ3) 住民側のメリット		—	—	—	—	—
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ		—	—	—	—	—
	Q10. 組織の設立状況と団体数 →【状況／団体数】		—	—	—	—	—
	Q11. 組織が設立された時期 →【初めて／最後】		—	—	—	—	—
	Q12. 協議会型住民自治組織の権限 1 意見を集約して自治体に政策を提案する権限 2 自治体の予算を提案する権限 3 自治体から交付された助成金等の使途の決定権 4 公共的サービスの実施に関する決定権 5 特定の権限は付与していない 6 その他		—	—	—	—	—
	Q13. 協議会型住民自治組織の名称		—	—	—	—	—
	Q14. 協議会型住民自治組織の設置されている単位 1 小学校区程度 2 中学校区程度 3 (平成の合併時の)旧市町村単位 4 その他		—	—	—	—	—
	Q15. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人		—	—	—	—	—
	Q16. 参画している、地域の諸団体または個人		—	—	—	—	—
	Q17. 活動テーマ		—	—	—	—	—
	Q18. 活動資金 →(最も多く用いられているもの) 1 個人の会費 2 構成団体の分担金 3 寄付金 4 自治体からの助成金等 5 委託等の収入 6 事務委託収入 7 独自事業からの収入 8 その他		—	—	—	—	—
	(SQ1) 助成金の対象となる事業		—	—	—	—	—
	(SQ2) 管理を委託している公的施設		—	—	—	—	—
	(SQ3) 委託している事務		—	—	—	—	—
	(SQ4) 実施している独自事業		—	—	—	—	—
	Q19. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの) 1 担い手が固定 2 担い手が不足 3 活動資金が不足 4 団体間の調整が困難 5 活動の進み具合の差が大 6 事務局機能が弱い 7 特に課題はない 8 その他		—	—	—	—	—
	Q20. 協働・連携事業の実施について			(本文参照)	(本文参照)	(本文参照)	(本文参照)
	Q21. 地域コミュニティ施策について						

「市町村のコミュニティ政策担当部署・問合せ窓口リスト」

市町村名	担当課	役 職	氏 名	TEL	FAX	E-mail
横浜市	市民局地域活動推進課	—	—	045-671-2318	045-664-0734	sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp
川崎市	市民活動推進課	係長	大木	044-200-2479	044-200-3911	25simin@city.kawasaki.jp
相模原市	市民協働推進課	主査	本橋	042-769-8226	042-754-7990	shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp
横須賀市	地域コミュニティ支援課	担当者	江南・尾関	046-822-9510	046-827-4803	chiiki-com@city.yokosuka.kanagawa.jp
平塚市	協働推進課	—	山形	0463-21-9618		kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp
鎌倉市	地域のつながり推進課	事務職員	熊野	0467-23-3000 内線 2311	0467-23-8700	npo@city.kamakura.kanagawa.jp
藤沢市	市民自治推進課	主任	石田	0466-25-1111 内線 2511	0466-50-8407	jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp
小田原市	地域政策課	係長	和田	0465-33-1377	0465-34-3822	chisei@city.odawara.kanagawa.jp
茅ヶ崎市	市民自治推進課	担当主査	廣瀬	0467-82-1111	0467-82-1164	shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp
逗子市	市民協働課	主事	西	046-873-1111 内線 7838	046-873-4520	siminkyoudou@city.zushi.kanagawa.jp
三浦市	市民協働課	—	石川	046-882-1111 内 312	046-882-1160	shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp
秦野市	市民自治振興課	主任主事	尾崎・山本	0463-82-5118	0463-82-6793	siminjiti@city.hadano.kanagawa.jp
厚木市	市民協働推進課	—	—	046-225-2101	046-225-4612	2800@city.atsugi.kanagawa.jp
大和市	市民活動課	係長	金子	046-260-5103	046-260-5138	sk_katsu@city.yamato.lg.jp
海老名市	地域自治推進課	主事	小俣	046-235-4793	046-231-2670	chiiki-jichi@city.ebina.kanagawa.jp
座間市	市民協働課	主事補	倉根	046-252-7966	046-255-3550	kyoumati@city.zama.kanagawa.jp
南足柄市	秘書広報課	広報広聴班長	磯崎	0465-73-8003	0465-73-4110	kouhou@city.minamishigara.kanagawa.jp
綾瀬市	市民協働課	主査	永村	0467-70-5640	0467-70-5701	su1140@city.ayase.kanagawa.jp
葉山町	総務部企画調整課	主事	高野	046-876-1111	046-876-1717	kikaku@town.hayama.lg.jp
寒川町	協働文化推進課	主査	伊藤	0467-74-1111	0467-74-9141	kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp
大磯町	町民課	主任主事	高橋	0463-61-4100 内線 267	0463-61-1991	chiiki@town.oiso.kanagawa.jp
二宮町	町民課	主任主事	鳥海	0463-71-3311	0463-73-0134	kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp
中井町	地域支援課	主幹	森	0465-81-3907	0465-81-1443	chiiki@town.nakai.kanagawa.jp
大井町	企画財政課	主任主事	富永	0465-85-5003	0465-82-9965	kikaku@town.oi.kanagawa.jp
松田町	総務課	主事	輿石	0465-83-1221	0465-83-1226	syomu@town.matsuda.kanagawa.jp
山北町	企画財政課	主任主事	高橋	0465-75-3652	0465-75-3660	kikaku-zaisei@town.yamakita.kanagawa.jp
開成町	自治活動応援課	主幹	遠藤	0465-84-0315	0465-82-5234	jitika@town.kaisei.kanagawa.jp
湯河原町	地域政策課	主幹	—	0465-63-2111	0465-62-1991	kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp
愛川町	総務部行政推進課	副主幹	小池	046-285-2111	046-286-5021	gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp

※調査期間は2014年12月25日～2015年2月2日（調査時点は2014年4月1日）

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、公益財団法人かながわ国際交流財団・湘南国際村学術研究センターでは、「自治体における協議会型住民自治組織」の現状を把握するため、県内市町村を対象にした市民参画制度に関する調査を実施させていただくことといたしました。

弊財団が 2000 年度から基幹事業として開催しているフォーラム「21 世紀かながわ円卓会議」では、グローバル化の影の部分として、地域文化や生活様式の画一化に着目し、その独自性・多様性を育てるためには地域力や市民の力が必要となることについて議論を重ねてきました。そこで、地域独自の課題に対して地域の多様な資源を活かしつつ分野横断的な対応が可能となり、市民自らが取り組むことで自治意識の醸成も期待することのできる制度として、協議会型住民自治組織（下記※参照）に着目し、今回の調査では、県内市町村におけるその制度に関する取組み状況について現状を把握することを目的としています。

今回の調査の具体的な目的は以下の 2 つとなりますが、調査結果についてご協力いただいた市町村の皆様と共有することで、市町村間相互のさらなる情報交流促進の一助にしていければ幸いです。

- 1．県内市町村の協議会型住民自治組織の取組み状況に関する情報収集・整理
- 2．調査の集計結果を各市町村へフィードバックすることによる情報の共有

つきましては、「調査票」（添付書類 1）の質問にご回答くださいますようお願いいたします。集計結果につきましては、各自治体のコミュニティ政策担当者のみなさまにご活用いただけるように、質問項目ごとに分けて各自治体からの回答を掲載したかたちでまとめる予定です（添付書類 2 参照）。みなさまには来年 2 月頃を目途に集計結果をお送りする予定です。また、その集計結果は財団のホームページに掲載いたします。

なお調査の項目につきましては、公益財団法人日本都市センターが 2013 年 11・12 月に、全国 812 都市自治体（789 市、23 特別区）を対象として実施した「都市自治体における地域コミュニティの現状及び関係施策等に関するアンケート調査」の調査項目の一部をベースとしています。なお、この調査は日本都市センターが設置した「地域コミュニティの活性化に関する研究会」（座長：名和田是彦・法政大学法学部教授）における議論を踏まえ、都市自治体における地域コミュニティの現状及び関係施策の状況について把握することを目的として実施されたものです（調査結果については、日本都市センターの HP より参照することが可能です（URL：<http://www.toshi.or.jp/?p=6634>））。

弊財団のこの調査も、名和田教授にアドバイスをいただきながら、調査項目の再検討を致しました。なお今後、協議会型住民自治組織を設置している自治体につきましては、別途ヒアリング調査を行い、制度の課題を抽出することができればと考えております。その際には、改めてご連絡させていただきます。ご協力いただければ幸いです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

※本調査票における用語の定義

- ①地縁型住民自治組織
自治会・町内会などの比較的狭い区域で住民に最も近い立場で住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合等
- ②協議会型住民自治組織
地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織

◆回答および提出について

◇調査の回答にあたっては、調査票に直接、ご記入してください。調査票データ（Word ファイル）をご希望の方は、下記までメールにてご連絡ください。折り返しファイルを添付してお送りいたします。

◇質問項目によっては、他の部署への照会も必要となり、お手数をおかけするかと思いますが、よろしくお願いたします。

◇調査票にご記入いただきましたら、連絡票（添付書類 3）を添えて、同封の返信用封筒にて 2 月 2 日（月）までにご投函くださるようお願いいたします（FAX 送信、E-mail の添付ファイルによるデータ提出でも結構です）。

◆添付書類

- 1．調査票
- 2．調査集計結果まとめ案
- 3．連絡票
- 4．返信用封筒

＜く問合せ先＞

（公財）かながわ国際交流財団 湘南国際村学術研究センター 担当：清水
〒240-0198 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-39 湘南国際村センター内
TEL：046-855-1821 FAX：046-858-1210 E-mail：shimizu@kifjp.org

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査票

- ・本調査では特に指定のない限り、平成 26 年度 4 月 1 日現在の状況でご回答ください。
- ・SQ (Sub-Question の略) は、前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行う質問のことで、該当する場合には引き続きご回答ください。

◆本調査項目のカテゴリー

- 【1】地縁型住民自治組織について (Q1～3)
- 【2】一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンターについて (Q4～6)
- 【3】協議会型住民自治組織について (Q7～21)

◆本調査における用語の定義

- ①地縁型住民自治組織
自治会・町内会などの比較的狭い区域で住民に最も近い立場で住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等
- ②協議会型住民自治組織
地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織

【1】貴自治体の区域内で活動する「地縁型住民自治組織」についてうかがいます (Q1～3)

Q1 貴自治体の区域内で活動する自治会・町内会等の地縁型住民自治組織はありますか。また、ある場合にはその団体数をお教えてください。

- 1 ある【団体数→】
- 2 ない (→Q4 へお進みください)

Q2 貴自治体の区域内で活動する自治会・町内会等のあいだの情報交換・交流等を目的とした連合組織はありますか。以下の選択肢からあてはまるものをお選びください。また、2 または 3 をお選びいただいた場合は、各地区ごとの連合会組織の団体数をお教えてください。

- 1 自治体の区域全体の連合会組織がある
- 2 各地区ごとの連合会組織がある
- 3 自治体の区域全体の連合会組織と各地区ごとの連合会組織がある
- 4 連合会組織はない
- 5 その他【

【地区ごとの連合会組織の団体数→】

SQ1 Q1、2 でご回答いただいた地縁型住民自治組織及び連合会組織の設置されている範囲について、以下の選択肢から最も典型的なものを一つお選びください。

【地縁型住民自治組織】		【連合会組織】	
1 町丁目より狭い範囲		1 町丁目より狭い範囲	
2 町丁目程度		2 町丁目程度	
3 小学校区程度		3 小学校区程度	
4 中学校区程度		4 中学校区程度	
5 (平成の合併時の) 旧市町村単位		5 (平成の合併時の) 旧市町村単位	
6 その他 ()		6 その他 ()	

Q3 貴自治体内の地縁型住民自治組織全体の最新の加入率についてご記入ください。また、最新の加入率の調査時期をお教えてください。わからない場合には、空欄としてください。

加入率	%	
調査時期	西暦	年 月 頃

SQ1 個別の地縁型住民自治組織の加入率のうち、最も高いもの及び最も低いものを以下の記入欄にご記入ください。また、わからない場合には、空欄としてください。

最も高いもの	最も低いもの
--------	--------

【2】「一括交付金制度・NPO 法人・コミュニティセンター」についてうかがいます (Q4～6)

Q4 地縁型住民自治組織および協議会型住民自治組織 (協議会型住民自治組織の制度がある場合には併せてご回答ください) に対して、用途を定めず助成金等を交付する一括交付金制度を導入していますか。

以下の選択肢からあてはまるものをお選びください。

- 1 地縁型住民自治組織に対してのみ導入している
- 2 協議会型住民自治組織に対してのみ導入している
- 3 地縁型住民自治組織・協議会型住民自治組織の両方に対して導入している
- 4 導入していない
- 5 導入を検討している
- 6 その他 ()

SQ1 Q4 で 1～3 のいずれかを回答した方にうかがいます。一括交付金制度を導入するきっかけはどのようなものでしたか。以下の選択肢からあてはまるものをお選びください。

- 1 住民の提案
- 2 議会の提案
- 3 首長の提案
- 4 職員の提案
- 5 その他 ()

SQ2 Q4 で 2 または 3 と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織に一括交付金制度を導入したことに
よるメリットはどのようなものがありますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選
びください。

- 1 地域コミュニティの活動がやりやすくなった
- 2 いままでできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった
- 3 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった
- 4 地域内の類似した活動の整理統合が図られた
- 5 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった
- 6 歳出削減につながった
- 7 従来の縦割りの助成金等が整理されて住民の事務負担が軽減された
- 8 従来の縦割りの助成金等が整理されて行政の事務負担が軽減された
- 9 その他

SQ3 Q4 で 1～3 のいずれかを回答した方にうかがいます。一括交付金制度についてどのような課題を
感じていますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 助成金等の使途の透明性の確保
- 2 議会の議決による正統性の担保が十分でない
- 3 住民の事務負担が重い
- 4 行政の事務負担が重い
- 5 交付金が多すぎる(多額の繰越金が発生してしまう)
- 6 特に課題は感じていない
- 7 その他

SQ4 Q4 で 4 と回答した方にうかがいます。一括交付金制度を導入していない理由はどういったもので
すか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 助成金等の使途の透明性に課題がある
- 2 議会の議決による正統性の担保が十分でない
- 3 住民の事務負担が重い
- 4 行政の事務負担が重い
- 5 導入する必要性を感じない
- 6 既存補助事業の目的が達成されない可能性がある
- 7 その他

Q5 貴自治体の区域内に事務所を置く NPO の数を教えてください。

NPO 法人数

Q6 公民館・児童館・コミュニティセンターなどの身近なコミュニティ集会所を整備していますか。また、
整備している場合には以下の問いにも併せてお答えください。

→ (1 整備している / 2 整備していない)

- ・施設の名称 ()
- ・整備している区域 (小学校区ごと→[全 区] ・ 中学校区ごと→[全 区] ・ その他→[])
- ・維持・管理の体制について (管理運営委員会を設置 / 行政が直接・維持・管理している)
- ・「管理運営委員会を設置」と回答された場合、以下の問いにお答えください (委員会) (委員会メンバー) (開催の頻度 [例・2 か月に 1 回など])

【3】貴自治体の区域内で活動する「協議会型住民自治組織」についてうかがいます (Q7～21)

Q7 貴自治体では、その区域内で、活動する協議会型住民自治組織はありますか。

- 1 ある
- 2 検討中あるいは準備中
- 3 ない (→Q20 へお進みください)

Q8 協議会型住民自治組織の法的性格はどのようなものですか。平成 26 年 4 月 1 日現在の状況について、
以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 地方自治法第 202 条の 4 で規定される地域自治区の地域協議会
- 2 条例に基づき、貴自治体で独自に規定している協議会型住民自治組織
- 3 要綱に基づき、貴自治体で独自に規定している協議会型住民自治組織
- 4 条例・要綱では定めていないが、総合計画等で位置づけられている協議会型住民自治組織
- 5 条例・要綱では定めていないが、予算措置で位置づけられている協議会型住民自治組織
- 6 特に文書により定めていない協議会型住民自治組織

回答に関して補足説明等があればご記入ください。(自由記述)

Q9 協議会型住民自治組織が設立された目的について、以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 地盤型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図るため
- 2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため
- 3 地域の多様な意見を集約し、市町村政に反映させるため
- 4 市町村合併を契機として住民自治を回復する必要があったため
- 5 地域中等から地域活動を活発にしたいという要望があったため
- 6 その他

回答に関して補足説明等があればご記入ください。(自由記述)

SQ1 Q9 にご回答いただいた目的はどの程度達成されていますか。以下の選択肢からあてはまるものを一つお選びください。

- 1 十分達成されている
- 2 地域によって差があるが、概ね達成されている
- 3 概ね達成されている
- 4 地域によって差があるが、あまり達成されていない
- 5 あまり達成されていない
- 6 また評価する段階ではない
- 7 わからない
- 8 その他〔

SQ2 SQ1で1~5と回答した方にかかいます。そのように回答した理由を具体的に教えてください。
 (自由記述)

SQ3 協議会型住民自治組織が設立されたことによる住民側にとってのメリットはどのようなものがありますか。以下の選択肢からあらはまるものを全てお選びください。

- 1 新たな地域活動の担い手を確保することができた
 - 2 地盤型住民自治組織の非会員とのつながりができた（〇をつけた方は次の質問にも答えてください）
- い） → 「非会員」としてどのような組織や属性の人たちがいいますか
- { }
- 【例】福祉施設、学校、企業、事業者、外国人住民、生活困難な状況に置かれた住民など」
- 3 地域の目指すべき将来像を共有できた
 - 4 地域の自主的な取組みが推進された
 - 5 地域活動の資金が十分に確保できた
 - 6 地域の多様な主体の意見を組織内で共有できた（少数者の意見のぐみ上げができた）
 - 7 特にメリットはない
 - 8 その他 { }

SQ4 SQ3で2と回答した方にうかがいます。非会員とのつながりができきけるきかけはどのようなものですか。以下の選択肢からあらはまるものを全てお選びください。

- 1 非会員が地域行事等に参加するようになった
- 2 非会員が地域活動に理解を示すようになった
- 3 協議会型住民自治組織の広報を非会員に配付した
- 4 その他（ ）

Q10 貴自治体での協議会型住民自治組織の設立状況を教えてください。また、設立されている団体数についても教えてください。

- 1 自治体の区域全域に設立されている
- 2 自治体の区域の一部に設立されており、今後は設立区域を一部拡大する予定
- 3 自治体の区域の一部に設立されており、今後は全区域に拡大する予定
- 4 自治体の区域の一部に設立されており、今後の拡大予定はない
- 5 その他〔 〕

【設立団体数↑】

Q11 貴自治体の区域内で、初めて協議会型住民自治組織が設立された時期をお教えください。また、Q10で1を選択した方は、最後の協議会型住民自治組織が設立された時期についてもお教えください。

【初めて設立された時期】西暦〔 〕年

【最後に設立された時期】西暦〔 〕年

Q12 貴自治体では、協議会型住民自治組織にどのような権限を付与していますか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 当該地域の意見を集約して自治体に政策を提案する権限
- 2 当該地域に係る自治体の予算を提案する権限
- 3 当該地域に自治体から交付された助成金等の使途の決定権
- 4 当該地域での公共的サービス（例：配食サービス、廃棄物収集等）の実施に関する決定権
- 5 特定の権限は付与していない
- 6 その他〔 〕

Q13 貴自治体では、協議会型住民自治組織の名称として、条例または要綱等でいった名称を使用していますか。(例)地区まちづくり協議会、学区住民自治協議会など)

Q14 協議会型民自治組織の設置されている単位について、以下の選択肢から最も典型的なものをお選びください。

- 1 小学校区程度
- 2 中学校区程度
- 3 (平成の合併時の) 旧市町村単位
- 4 その他〔

Q15 協議会型住民自治組織に参画すべきものとして制度上想定している地域の諸団体または個人について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 自治会・町内会などの地縁型住民自治組織及びその連合会組織の役員
- 2 地域で活動するNPO法人
- 3 ボランティア団体
- 4 地区民生委員・児童委員協議会または民生委員・児童委員
- 5 地区社会福祉協議会、校区福祉委員会などの社会福祉協議会の地域別組織
- 6 消防団
- 7 警察署
- 8 交通安全協会
- 9 青少年育成協会等の青少年健全育成関係の行政委嘱委員の団体
- 10 老人クラブ
- 11 地域婦人会・女性会等の女性団体
- 12 学校長・副校長
- 13 PTA役員
- 14 地元企業
- 15 地元商店会
- 16 商工会・商工会議所・青年会議所
- 17 その他団体・個人〔

Q16 協議会型住民自治組織に実際に参画している、地域の諸団体または個人について、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 自治会・町内会などの地域型住民自治組織及びその連合会組織の役員
- 2 地域で活動するNPO 法人
- 3 ボランティア団体〔→どのような活動テーマですか；
→どのような活動テーマですか；〕
- 4 地区民生委員・児童委員協議会または民生委員・児童委員
- 5 地区社会福祉協議会、校区福祉委員会などの社会福祉協議会の地域別組織
- 6 消防団
- 7 警察署
- 8 交通安全協会
- 9 青少年育成協会等の青少年健全育成関係の行政嘱委員の団体
- 10 老人クラブ
- 11 地域婦人会・女性会等の女性団体
- 12 学校長・副校長
- 13 PTA 役員
- 14 地元企業
- 15 地元商店会
- 16 商工会・商工会議所・青年会議所
- 17 その他団体・個人〔→〕

Q17 協議会型住民自治組織の活動テーマについて、以下の選択肢の中からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 地区計画等の策定への参加
- 2 地域のまちづくりへの参加
- 3 地域づくりに関する政策提言
- 4 集会施設等の運営計画づくり
- 5 集会施設等の維持管理
- 6 生活道路、街路灯等の維持管理
- 7 地域の環境美化、清掃活動
- 8 環境保全・リサイクル活動
- 9 地域の防災活動
- 10 地域の安全確保
- 11 地域福祉・介護・保健活動
- 12 児童・生徒に対する学校教育支援
- 13 盆踊り、お祭り等の親睦行事
- 14 スポーツ・レクリエーション活動
- 15 芸術・文化活動
- 16 住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）
- 17 行政機関・議会に対する要望、陳情等
- 18 自治体の広報誌等の回付等行政からの連絡事項伝達
- 19 地区内の新しい団体への支援
- 20 地区の活動力掘り起こしのための事業公募
- 21 わからない
- 22 その他「

Q18 協議会型住民自治組織の活動資金はどういったものがありますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。また、そのうち最も多く用いられているものを一つお選びください。

- 1 個人からの会費収入
- 2 構成団体からの分担金
- 3 寄付金
- 4 自治体からの助成金等
- 5 指定管理者、施設管理委託等の収入
- 6 自治体からの事務委託収入
- 7 独自の事業からの収入
- 8 その他〔

SQ1 Q18で4と回答した方にうかがいます。どういった事業を対象とした助成金等を設けていますか。

以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。

- 1 集会施設等の運営計画づくり
- 2 集会施設等の維持管理
- 3 生活道路・街路灯等の維持管理
- 4 地域の環境美化、清掃活動
- 5 栗塚保全・リサイクル活動
- 6 地域の防災活動
- 7 地域の安全確保
- 8 地域福祉・介護・保健活動
- 9 児童・生徒に対する学校教育支援
- 10 盆踊り、お祭り等の親睦行事
- 11 スポーツ・レクリエーション活動
- 12 芸術・文化活動
- 13 個別の使途を定めていない（一括交付金制度等）
- 14 その他〔

SQ2 Q18 で 5 と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織にどのような公的施設の管理を委託していますか。以下の選択肢からあらはまるものを全てお選びください。

- 1 公民館・コミュニティセンター等の集會施設
- 2 公園
- 3 市民農園等の農産施設
- 4 道の駅等の道路施設
- 5 その他〔

SQ3 Q18で6と回答した方にうかがいます。どのような事務を協議会型住民自治組織に委託していますか。以下の選択肢からあらはまるものを全てお選びください。

- 1 行政の広報誌の配布
- 2 行政文書の回覧等の行政連絡伝達事務
- 3 国勢調査等の調査に関わる事務
- 4 道路・公園等の清掃に関わる事務
- 5 その他〔

SQ4 Q18で7と回答した方にうかがいます。協議会型住民自治組織の実施している独自事業はどのようなものですか。以下の選択肢からあらはまるものを全てお選びください。

- 1 地域のお祭り等の親睦行事
- 2 フリーマーケット等のバザー事業
- 3 高齢者などの買い物支援事業
- 4 地元の名産品等の開発・販売
- 5 ジャンボタケシーやコミュニティバスなどの交通事業
- 6 コミュニティカフェやサロン等の交流拠点事業
- 7 その他「

Q19 貴自治体では、協議会型住民自治組織についてどのような課題を感じていますか。以下の選択肢からあてはまるものを全てお選びください。また、そのうち最も大きな課題と感じているものを一つお選びください。

- 1 活動の担い手が固定している
- 2 活動の担い手が不足している
- 3 活動資金が不足している
- 4 多様な団体の間の意見調整が困難
- 5 地区ごとの活動の進み具合の差が大きい
- 6 事務局機能が弱い
- 7 特に課題はない
- 8 その他〔

【最も大きな課題と感ずるもの→】

Q20 Q7で3と回答した方にかかっています。協議会型自治組織がない場合に、どのようにして行政と地域で活動する諸団体との協働・連携事業を実施していますか。具体的に記入ください。(自由記述)

また、その内容がわかる資料があれば、ご提供ください。

Q21 貴自治体で、地域コミュニティ施策に関するご意見や調査をしたいと考えている課題などがあればご記入ください。（自由記述）

- ・貴自治体における、地域コミュニティ施策に関する条例、要綱や実施した調査結果、作成しているパンフレット、チラシ等の資料がありましたら、ご提供ください幸いです。
 - ・ご提供いただける場合には、回答用紙とともに電子メールでお送りください。
- また、これらの資料をホームページ上で公開している場合には、電子メール本文にURLをご記載ください。

アンケート調査は以上ですべて終了です。ご協力ありがとうございました。

調査の実施および報告書の作成について

本調査の実施にあたっては、さまざまな方々にご協力をいただきました。

名和田是彦法政大学法学部教授には調査設計から具体的な調査項目の検討、さらには報告書の作成にいたる全般にわたり、数多くの有益な助言をいただきました。

また調査設計の段階では、全国 812 都市自治体を対象とした調査の担当者であった公益財団法人日本都市センター研究室の柳沢盛仁研究員（当時／現在は八王子市多文化共生推進課主任）にヒアリングをさせていただき、ご協力をいただきました。

そして調査実施にあたっては、県内 33 市町村のうち 29 の自治体にご回答いただいたうえ、さらにいくつかの自治体には回答に関する補足的なヒアリングを直接実施し、担当課の方々の協力をいただきました。

このように、今回の調査は、多くの方々のご協力により実施できた調査であり、その結果を踏まえて作成した報告書ではありますが、一連の作業のとりまとめは当財団湘南国際村学術研究センターの清水紀人主任専門員が担当したものであり、編集責任はすべて当財団にあります。

調査実施そして報告書作成にあたり、ご協力いただきましたみなさまには、改めて厚く御礼申し上げます。

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」調査報告書

編集・発行

公益財団法人かながわ国際交流財団 湘南国際村学術研究センター

〒240-0198

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-39 湘南国際村センター内

TEL : 046-855-1821 FAX : 046-858-1210

E-mail : shonan@kifjp.org URL : <http://www.kifjp.org/>

発行日 2016 年 3 月

©公益財団法人かながわ国際交流財団